武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備基本計画

令和４年

さいたま市教育委員会

目次

１章　はじめに 1
　１－１　はじめに 1
　１－２　武蔵浦和駅周辺地区の小中学校の現状と課題 2
　１－３　「義務教育学校」制度の創設と目的 4
　１－４　「さいたま市小・中一貫教育」の推進について 5
　１－５　武蔵浦和周辺地区義務教育学校設置イメージ 6
　１－６　武蔵浦和周辺地区義務教育学校の教育の概要 9
２章　設計与条件の整理 15
　２－１　事業用地及び計画敷地について 15
　２－２　関係法令等の整理 19
３章　施設整備の基本的な考え方 33
　３－１　高機能かつ多機能で変化に対応できる柔軟性・可変性のある施設 34
　３－２　地域コミュニティの拠点、生涯学習の場として地域に身近な学校施設 36
　３－３　安全安心で誰もが使いやすい学校施設 36
　３－４　総合的かつ長期的な視点に立った変化に対応できる学校施設 37
４章　施設計画に関するまとめ 38
　４－１　防災計画 38
　４－２　雨水流出抑制の考え方 39
　４－３　緑地整備 40
　４－４　計画施設概要 41
　４－５　沼影校舎（新設校舎）における計画与条件 45
　４－６　施設配置計画の検討（Ｉ型、Ｌ型） 46
　４－７　沼影校舎（新設校舎）のユニット配置の比較検討（平面型、断面型） 48
　４－８　沼影校舎（新設校舎）の沼影新校舎断面計画 49
　４－９　外構計画 50
　４－１０　仕上計画 50
　４－１１　構造計画 51
　４－１２　設備計画 52
　４－１３　厨房計画 53
　４－１４　工事工程表（案）・概算工事費 54
　４－１５　整備手法 54
　４－１６　事業スケジュール（案） 55
５章　既存校舎の活用 57
　５－１　内谷校舎（内谷中学校）の改修内容 57
　５－２　浦和大里校舎（浦和大里小学校）の改修内容 59

１章　はじめに

１－１　はじめに

本市は、立地の優位性や経済活動促進のための取組等、高いポテンシャルを有するだけでなく、全ての年齢区分で転入超過数が上位５位以内に入っている全国唯一の市町村です。とりわけ、０～14 歳の転入超過数は全国１位であり、子どもを持つ子育て世帯に選ばれていることが分かります。加えて、少子高齢化の進行やグローバル化の急速な進展、超スマート社会（Society5.0）の到来が予測される中にあって、激動の時代をたくましく生き抜いていく力や新たな社会を創造し牽引していく力の育成など、人生 100 年時代を市民一人ひとりが輝き続ける力をはぐくむ教育を、持続可能なかたちで進めていく必要があると考えています。

これらを踏まえ、さいたま市教育委員会では平成 31 年３月に「第２期さいたま市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、本市の教育が目指す人間像「世界と向き合い　未来の創り手として　輝き続ける人」の実現に向けて、「人生 100 年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」を基本理念として掲げています。

この理念を力強く推進するために、教育委員会では、子どもたちにこれからの時代を生きるために必要な資質・能力をはぐくみ、地域の核となる魅力ある学校づくりと、市民満足度の向上に資する持続可能で質の高い教育環境の整備を実現することを目的とした「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」を、令和２年３月に開始したところです。

さて、武蔵浦和駅周辺地区においては、再開発による人口増加が続いており、すでに過大規模・大規模校が多く存在している現状です。今後ますます人口の偏りが拡大すれば、それに伴ってさらに学校規模の不均衡も拡大し、教育活動に支障が生じることが予想されます。一般的に、過大規模・大規模校においては、「学校施設の割当や調整が難しい」、「一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる」といった課題があると言われています。そのため、教育の質の向上には、学校規模の不均衡の解消は、喫緊の課題となります。

そこで、教育の質の向上と武蔵浦和駅周辺地区における良好な教育環境の整備を目的とした義務教育学校を整備するため、平成 28 年４月の学校教育法改正により創設された「義務教育学校」の制度を活用し、浦和大里小学校、沼影小学校、内谷中学校の３校を一体的に活用した、義務教育学校の学園構想を掲げました。その構想を具現化するため、ここに基本計画を策定し総合的な施設等の整備方針を定めます。

１－２　武蔵浦和駅周辺地区の小中学校の現状と課題

大正 12 年の関東大震災や鉄道本数の増加により、県南地域は人口増加の一途をたどりました。本市南区の区域においても、合併・編入（旧浦和市）後も市街化が続き、昭和 36 年には南浦和駅が開業しました。また、武蔵野線と埼京線の開通で武蔵浦和駅も交通の要衝となり、武蔵浦和駅周辺はさいたま市の副都心として市街地再開発事業が進められています。

現在、武蔵浦和駅周辺地区には、小学校が５校、中学校が４校存在します。その内、過大規模校（31 学級以上）には小学校１校*、大規模校（25～30 学級）には小学校２校*、中学校１校*が該当します。また、住民基本台帳*に基づく推計値による学級数の推計から、令和９年度までに、小学校５校で 19 学級の増加が見込まれ、これは小学校１校の設置が必要となる規模です。さらに、数年後に小学生が中学校に進学することを考えると、将来的には中学校１校の設置も必要となる見込みです。

住民基本台帳に基づく学級数の推計*【特別支援学級を含む】

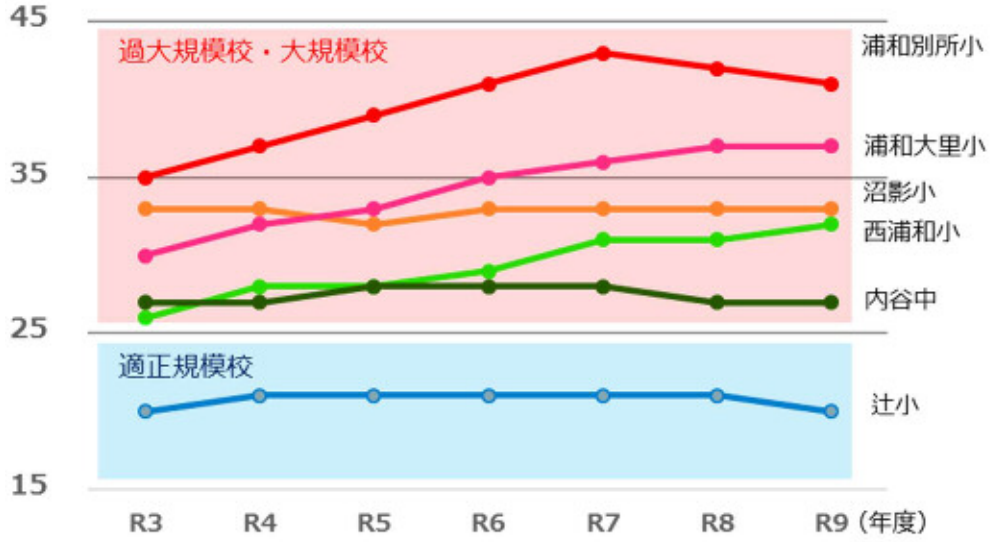

＊：令和３年５月１日現在のもの

そこで、児童生徒数及び学級数の増加に対応するために、様々な手法を検討しました。

１つ目は、通学区域の見直しです。武蔵浦和駅周辺地区においてこの手法を用いた場合、周辺校も大規模校のため、通学区域の変更が新たな過大規模校を生む可能性があります。

２つ目は、仮設校舎や増築校舎の建設です。武蔵浦和駅周辺地区の小中学校の児童生徒一人あたりの校庭面積は、市平均と比較しても狭い状況であり、仮設校舎や増築校舎の建設は、児童生徒一人あたりの校庭面積の更なる減少が見込まれるため、この手法では対応が難しい状況にあります。

児童生徒１人あたり校庭面積の推計

	令和３年度		令和９年度	
	1人あたり校庭面積	市平均との比較	1人あたり校庭面積	市平均との比較
小学校平均	16.6㎡	100%	18.2㎡	100%
浦和別所小	4.5㎡	27%	4.1㎡	22%
沼影小	7.6㎡	46%	8.5㎡	47%
浦和大里小	10.0㎡	61%	9.1㎡	50%
西浦和小	6.9㎡	42%	6.1㎡	33%
辻小	14.4㎡	87%	15.3㎡	84%
中学校平均	29.7㎡	100%	33.6㎡	100%
内谷中	8.1㎡	27%	8.1㎡	24%
白幡中	10.0㎡	34%	8.3㎡	25%
南浦和中	15.4㎡	52%	15.1㎡	45%
田島中	21.7㎡	73%	25.0㎡	74%

３つ目は、新たな学校の建設です。この手法を用いるためには、本市の学校敷地の平均面積である小学校約 1.7ha、中学校約 2.3ha、あわせて 4.0ha 以上の敷地が必要となりますが、再開発が進むこの地区では、新たな用地の取得が困難な状況にあります。

これらの現状を打破すべく議論を重ね至った結論は、浦和大里小学校、沼影小学校、内谷中学校、そして市有地である沼影公園、この３校と１つの公共施設を一体的につかった、義務教育学校の学園構想です。この学園構想であれば、既存校舎を有効活用できることに加え、必要最小限の学区変更で対応でき、さらに人口減少局面を見据え、柔軟な施設構成が可能となります。このことにより、学校用地が不足しているという課題に対応し、教育環境の改善を図ってまいります。

１－３　「義務教育学校」制度の創設と目的

平成 28 年４月の学校教育法改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」制度が創設されました。その後、義務教育学校は全国的に設置が進んでおり、令和３年度には、全国に 151 校設置されています。

制度創設の目的としては、①地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して、設置者が主体的に判断できるよう、義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢を増やすこと、②小・中一貫教育を通じた学力の向上や、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組、学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による、公教育全体の水準向上に資すること、③小学校段階と中学校段階を一貫することによって、教育活動を充実させること、が挙げられています。

義務教育学校の設置により、６－３制にとらわれない自由な学年編制によるきめ細かな教育の実現、９年間一貫した教育と柔軟な教育課程の編成による、特色ある教育の推進、活発な異学年交流による、児童生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成などのメリットがあるとともに、中１ギャップの解消や、一貫したカリキュラムによる子どもの学力の向上といった成果が期待されています。

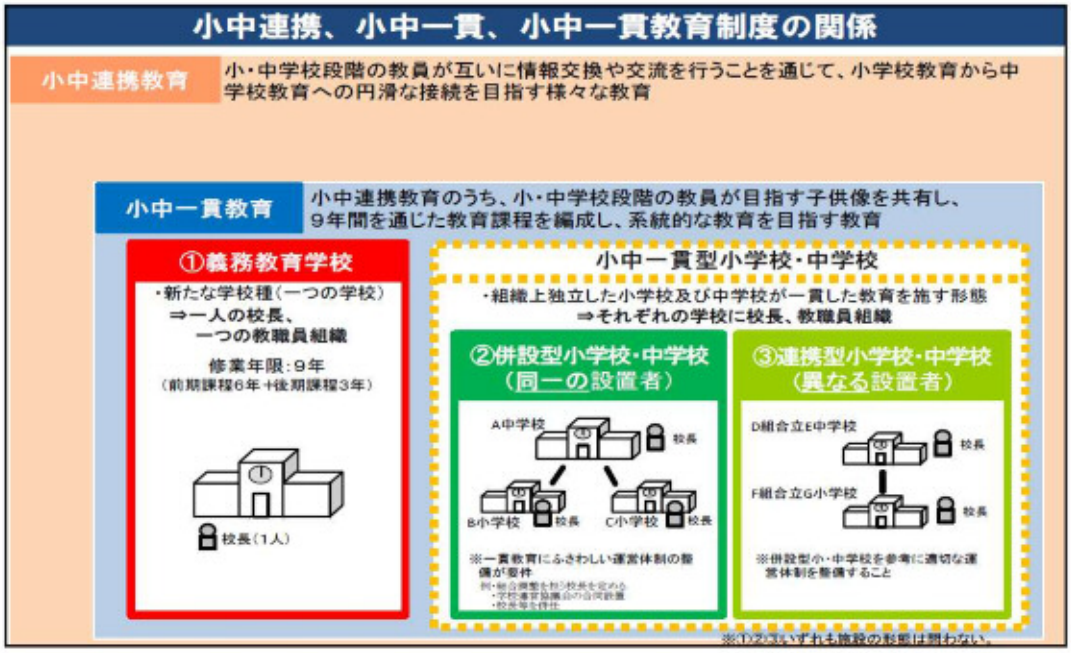

文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より

１－４　「さいたま市小・中一貫教育」の推進について

さいたま市では、いわゆる「中１ギャップ」の緩和を目指し、小・中学校間の円滑な接続を図るために平成 24 年度から「さいたま市小・中一貫教育」の研究を進めてきました。

「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムでは、義務教育９年間について「小学校の６年間と中学校の３年間（６－３制）」という従来のとらえ方から、校種にかかわらず、発達の段階に着目して、「４－３－２制」でとらえた形で示しています。

設置する武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校においては、この「さいたま市小・中一貫教育」のさらなる推進を目的として、連続性のある３つのステージを設けます。

「さいたま市小・中一貫教育」の基本方針

①義務教育９年間を見通した教育課程の編成と指導体制の構築を図り、教科指導の専門性をもった教師によるきめ細かな指導と授業の質の向上、学びの高度化により、「真の学力」を育成する。

②小・中学校の教職員が相互に連携し・協力して児童生徒への理解を深め、児童生徒の発達の段階や教育上の課題に応じ、学校間の円滑な接続を図る。

「義務教育学校」制度の活用

・自由な学年編制によるきめ細かな教育の実現

・９年間一貫した教育と柔軟な教育課程の編成による特色ある教育の推進

義務教育学校における学びのステージ

課程	前期課程（義務１～６年）		後期課程（義務７～９年）
学年編制	第１期 （義務１～４年）	第２期 （義務５～７年）	第３期 （義務８～９年）
	（小１　小２　小３　小４）	（小５　小６　中１）	（中２　中３）
ステージ	基礎・基本定着期	基礎・基本拡充期	発展・充実期
	基礎・基本の定借を図る時期	第１期で身に付けた基礎･基本の拡充を図る時期	第２期までに身に付けた力の発展・充実を図る時期
指導形態	学級担任制	教科担任制	

１－５　武蔵浦和周辺地区義務教育学校設置イメージ

１－５－１）学園構想イメージ

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の学園構想においては、浦和大里小学校を義務１～４年の校舎として使用します。また、内谷中学校も義務１～４年の校舎とするため、内谷中学校については小学校用の学校に改編していきます。

そして、沼影公園と沼影小学校の土地を一体的に活用した、義務５～９年の校舎を新たに建設します。

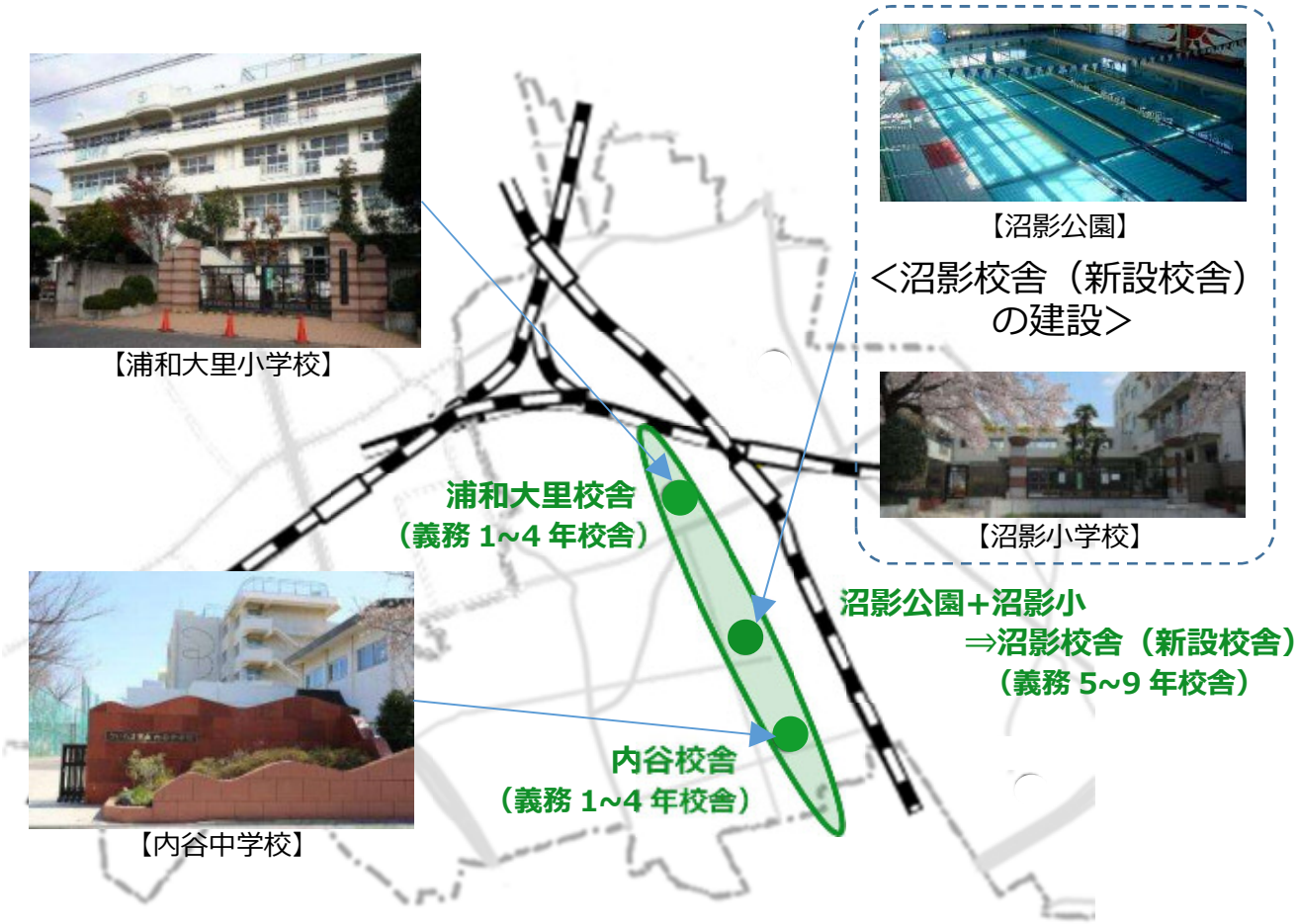

１－５－２）沼影校舎（新設校舎）設置イメージ

現状は、沼影公園が約 2.4ha、沼影小学校が約 1.7ha、合わせて約 4.1ha の敷地があります。その内、北側約 3.1ha を学校用地とし、南側約 1.0ha をスポーツ施設とします。

【現状】

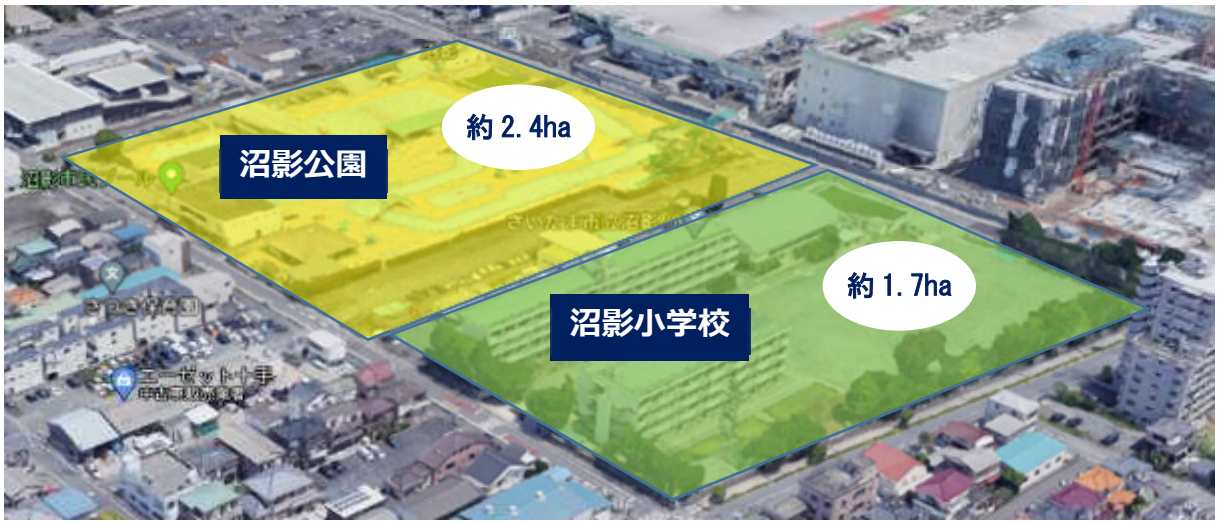

【計画】

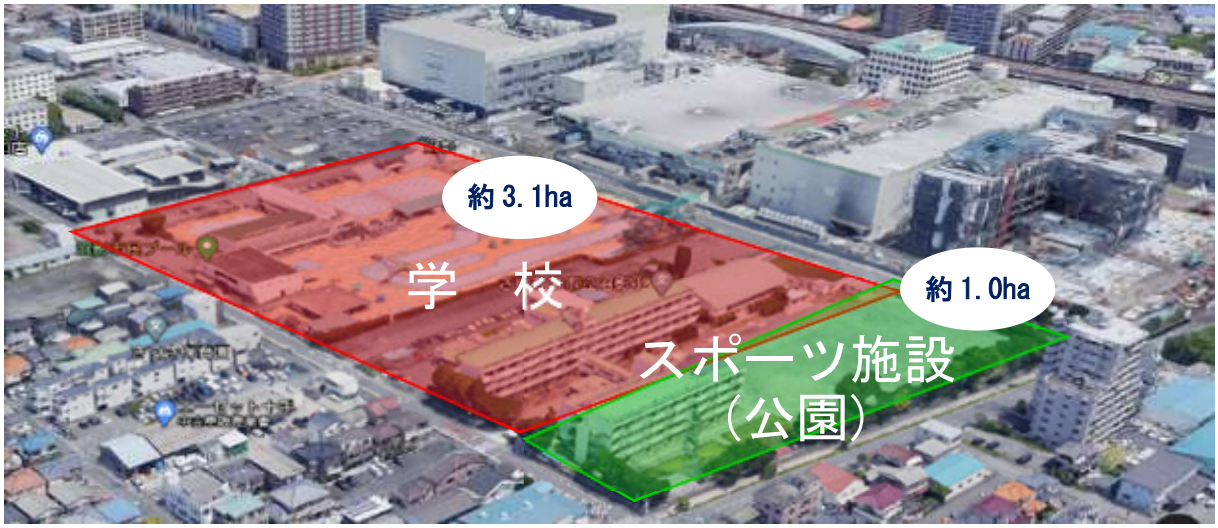

１－５－３）校庭面積の改善イメージ

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の設置により、３校舎において、児童生徒一人あたり校庭面積が改善されます。また、設置に伴う通学区域の変更により、周辺校についても改善されます。

児童生徒１人あたり校庭面積の改善

令和９年度	1人あたり校庭面積
沼影小	8.5㎡
浦和大里小	9.1㎡
内谷中	8.1㎡
浦和別所小	4.1㎡
西浦和小	6.1㎡
辻小	15.3㎡
白幡中	8.3㎡
南浦和中	15.1㎡
田島中	25.0㎡

義務教育学校設置後	1人あたり校庭面積
沼影校舎	約11.4㎡
浦和大里校舎	約11.8㎡
内谷校舎	約9.7㎡
学園全体	約11.1㎡
浦和別所小	約6.5㎡
西浦和小	約7.0㎡
辻小	約15.2㎡
白幡中	約8.7㎡
南浦和中	約15.1㎡
田島中	約25.0㎡

１－６　武蔵浦和周辺地区義務教育学校の教育の概要

１－６－１）本市の教育が目指す人間像

さいたま市教育委員会では、2018 年度に「第２期さいたま市教育振興基本計画」を策定し、本市の未来や 2030 年の社会を見通して、本市の目指す人間像を設定しました。

世界と向き合い　未来の創り手として　輝き続ける人

〇グローバル化、情報化など予測が困難な未来に対応し、多くの情報の中から何が必要かを主体的に判断し、自ら立てた問いの解決を目指し協働しながら最適な解を見付け、新たな価値を創造することができる人

〇多様な人々との関わりの中で共感し、人間ならではの感性、創造性を発揮しつつ、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創り出していくことができる人

〇生涯にわたって質の高い学びを重ね、夢と志を持ち、生きがいを見付け、健康で幸せに暮らすことができる人

１－６－２）武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校が目指す学校像

本市の教育が目指す人間像の実現と、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being)」の実現に向け、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校が目指す学校像を設定しました。

新しい自分と出会える学園 ～To the next stage～

子ども一人ひとりの特性を踏まえ、９年間の一貫した教育を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自らの可能性を高めながらより良い未来を創造する力をはぐくむ学園

１－６－３）学年編成と児童生徒数・学級数

３）－１　児童生徒数と学年編成

内谷中学校区及び浦和大里小学校区における令和１０年度の児童生徒数は、下表のように見込んでいます。

校舎については、施設一体型とした場合、沼影校舎（新設校舎）のみでは十分な校舎・校庭面積の確保が難しいことから、現浦和大里小学校及び内谷中学校を活用し、３校舎による施設分離型の学園構想とします。また、校舎毎の学年構成ですが、「さいたま市小・中一貫教育」に合わせ、義務１～４年生が浦和大里校舎及び内谷校舎、義務５～９年生が沼影校舎（新設校舎）に通うこととします。

なお、義務教育学校の学区については別途検討を行います。

	浦和大里校舎及び内谷校舎				沼影校舎（新設校舎）				
	義務１年	義務２年	義務３年	義務４年	義務５年	義務６年	義務７年	義務８年	義務９年
児童生徒数	約 400	約 400	約 410	約 420	約 425	約 425	約 400	約 410	約 400
	約 1,630				約 2,060				

（参考）現状の武蔵浦和駅周辺地区小・中学校の通学区域図

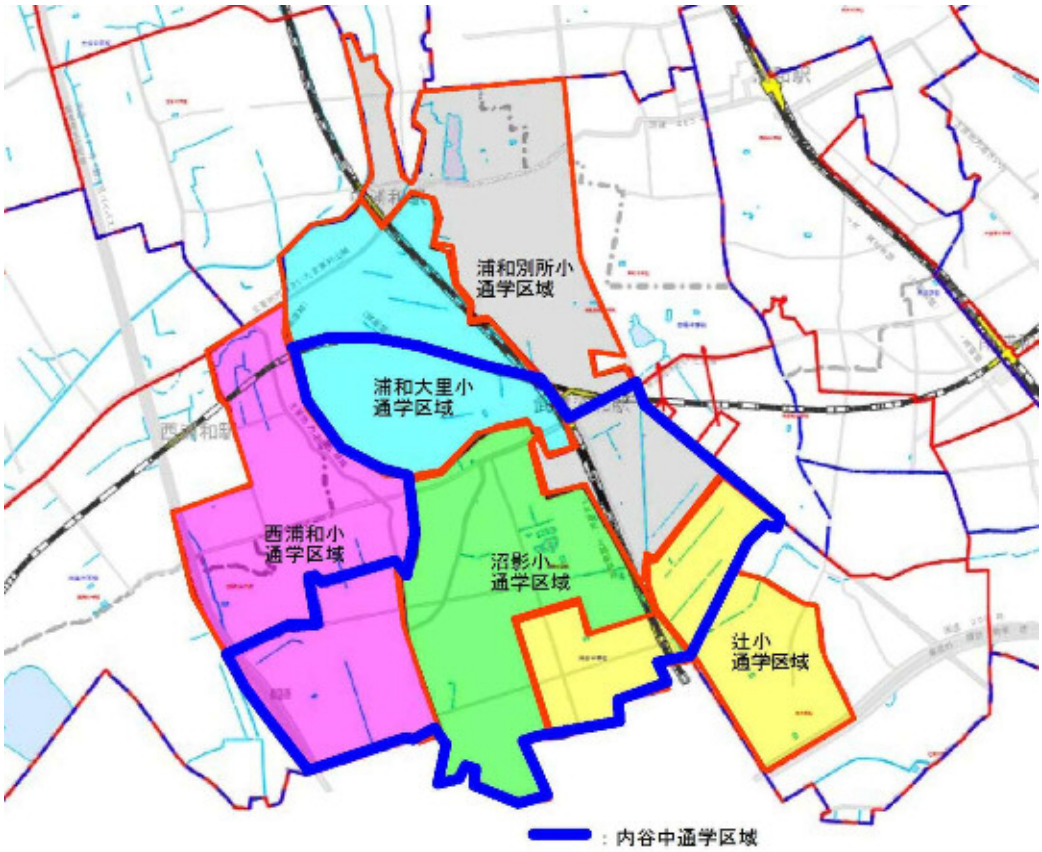

３）－２　学級数

令和１０年度の各校舎における学級数は、下表のように見込んでいます。

①浦和大里校舎

	義務１年	義務２年	義務３年	義務４年	合計
児童生徒数	約 200	約 200	約 205	約 210	約 815
通常学級数	6	6	6	6	24

※義務１～４年は３５人／学級で算定

	義務１～４年	合計
知的障害特別支援学級	1	2
自閉症・情緒障害特別支援学級	1	

②内谷校舎

	義務１年	義務２年	義務３年	義務４年	合計
児童生徒数	約 200	約 200	約 205	約 210	約 815
通常学級数	6	6	6	6	24

※義務１～４年は３５人／学級で算定

	義務１～４年	合計
知的障害特別支援学級	1	2
自閉症・情緒障害特別支援学級	1	

③沼影校舎（新設校舎）

	義務５年	義務６年	義務７年	義務８年	義務９年	合計
児童生徒数	約 425	約 425	約 400	約 410	約 400	約 2,060
通常学級数	13	13	10	11	10	57

※義務５・６年は３５人／学級、義務７～９年は４０人／学級で算定

特別支援学級数	沼影校舎（新設校舎）		計
	義務５・６年	義務７～９年	
知的障害特別支援学級	1	2	6
自閉症・情緒障害特別支援学級	1	2	

なお、さいたま市では、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を地域の全ての小・中学校に整備しており、浦和大里校舎、内谷校舎、沼影校舎（新設校舎）にも同様に、学習指導要領の基準を踏まえ特別支援学級を整備します。

３）－３　ユニット制について

約 3,600 人の児童生徒が在籍する学園において教育活動を展開するにあたり、ユニット制を導入し、学園全体を５つのユニットで構成します。１つのユニットが、700～800 人の児童生徒で構成するので、あたかも１つの学校のように機能させることが可能となり、適正な規模で日々の教育活動が展開できます。

学校行事は、目的や意義、教育効果と照らし合わせ、基本的にユニット単位で実施し、学園全体で実施することに大きな教育効果があるものは、グループダイナミクスを最大限に生かして、学園全体で実施します。また、ユニット内の縦の交流、ユニット間の横の交流など、スケールメリットを生かした多様性に富んだ交流活動を活性化し、教育の質の向上を図ります。

特色ある教育活動例　～ユニット制等の活用～

		ユニット単位	ユニット以外で行うもの		
			学年単位	校舎単位	学園全体
日々の教育活動等	授業	○	（○）		
	清掃活動	○			
	部活動				○
	委員会活動	○			
	児童生徒会活動	（○）			○
	定期テスト		○		
	通級指導				○
	給食（献立）			○	
学校行事等	入学式	○			
	卒業式				○
	校外学習	○	（○）		
	宿泊学習	○	（○）		
	学習発表会	○	（○）		（○）
	運動会・体育祭	○		（○）	
	合唱祭・合唱コンクール	（○）	○		（○）
その他	通学班			○	
	PTA 活動	○			（○）
	避難訓練			○	
	引き渡し訓練				○

※現時点での想定であり、今後変更の可能性があります。

さらに、学園全体に校長１名、ユニットごとに副校長を１名、教頭１名を配置して教職員の組織をユニットごと区切ることで、フットワーク良く教育活動を展開し、きめ細かな効率的・効果的な学校運営が行われる体制を構築します。そして、成長過程に合わせた適切な教育環境を整備し、学園全体が大きな規模であっても、アットホームな学校として子どもたちが生き生きと過ごすことができます。

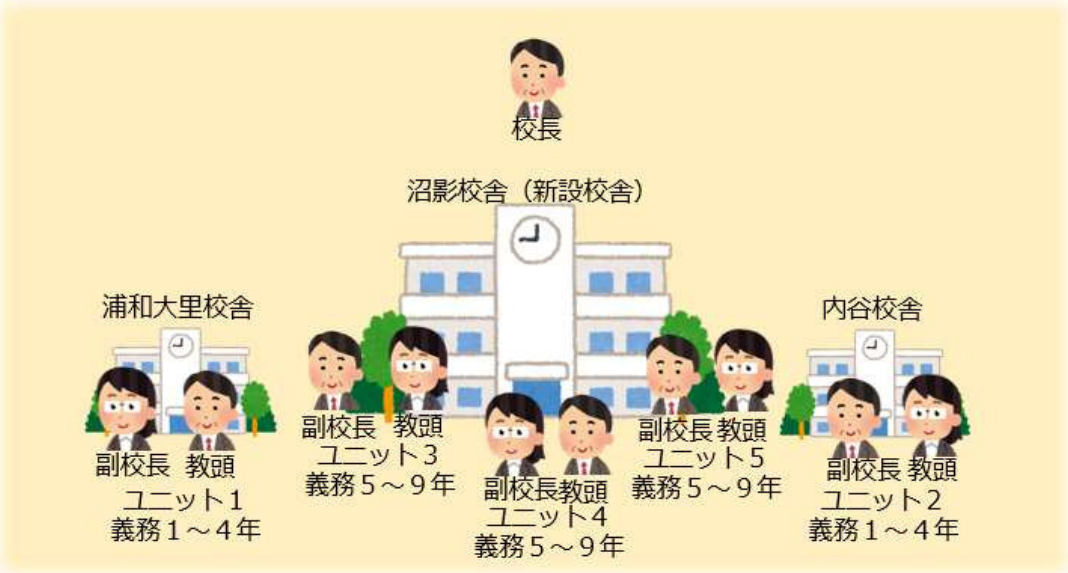

ユニット制イメージ図

１－６－４）教育活動等のイメージ

義務１～９年生の発達段階に応じた、きめ細かな教育を推進するため、特色ある教育活動を展開していきます。

●教育課程の工夫改善　～「真の学力」を育成するために～

・すべての児童生徒が、いつでもどこでも誰とでも学べる学習体制の充実

・ICT を活用したインタラクティブな授業による、学年・学級の枠組みを越えた協働的な学びの充実

・学園の規模を生かし、小空間から多目的スペースまで、多様な施設をフル活用した学習活動の充実

・義務８・９年生を進路選択準備期間として位置付ける、夢をはぐくみ世界に羽ばたくキャリア教育の充実

●教育活動の連続性の確保　～社会性を育み、自己肯定感・自己有用感を高めるために～

・４－３－２制を生かし、義務４年生、７年生、９年生の発達段階に応じたリーダーシップの育成

・同一学年同士の横の交流と異学年同士の縦の交流をミックスした、グループダイナミクスとダイバーシティに富む教育活動の展開

・約 3,600 人規模の児童生徒がダイナミックに交流し活動する学校行事の工夫

●教職員間の連携・協働　～児童生徒の安心感を高めるために～

・義務教育学校としての９年間一貫の教育と３校舎を活用した学園としての一貫性を融合させた指導体制の充実

・９年間のつながりを生かし、ICT を活用した相談・支援体制の充実

・コンテンツ製作・編集のスタジオや、情報交換に活用できるラウンジの設置等、円滑に業務を行える執務空間の整備

●家庭・地域との連携・協力　～よりよい地域社会の構築に寄与するために～

・地域住民と児童生徒が気軽に触れ合える環境の構築

・「交流ラウンジ」や「憩いのパスウェイ」を拠点とした地域住民の学校施設の活用

・地域も児童生徒も共に学び共に成長するための積極的な学校施設の開放

２章　設計与条件の整理

２－１　事業用地及び計画敷地について

２－１－１）沼影新校舎　計画地概要

・所在地　　さいたま市南区沼影２丁目７番３５号外
・敷地面積　　約 31,000 ㎡（内 650 ㎡は都市計画道路）
・都市計画区域　　さいたま市都市計画区域
・市街化区域　　市街化区域
・用途地域　　準工業地域
・防火地域　　指定なし
・高度地区　　指定なし
・建蔽率　　６０％
・容積率　　２００％
・用途　　義務教育学校
・延床面積　　約 36,000 ㎡
・日影規制　　３時間、５時間（受影面+４．０ｍ）
・前面道路　　敷地東側 ３・４・４１内谷別所線（代表幅員２０ｍ、幅員１８ｍ）
・駐車場整備地区　敷地外
・法２２条地域　　指定あり
・景観計画区域　　景観誘導区域（市街化区域）

○沼影新校舎　計画地位置図（事業用地の設定）

計画地は、武蔵浦和駅西側に位置する沼影公園約 2.4ha と沼影小学校敷地約 0.7ha を統合した約 3.1ha（残り約 1.0ha は別途事業にて工事予定）です。敷地東側には都市計画道路内谷別所線３・４・４１が計画されており、約３．５ｍの道路後退を予定しています。

敷地北側は自動車販売店、保育園、ロッテ浦和工場駐車場があり、比較的広い敷地割りとなっており、東側はロッテ浦和工場の建物が立ち並んでいます。南側は沼影小敷地があり、西側は戸建て住宅などが立ち並ぶ住宅地となっています。

○現況写真（沼影公園）

写真①敷地北東側道路

写真②敷地北西側道路

写真③敷地西側道路・沼影市民プール

写真④敷地西側道路・沼影小学校

写真⑤敷地南西側道路

写真⑥敷地南東側道路

２－１－２）既存支障物の一部残置について

沼影新校舎敷地南東部（沼影市民プール敷地南東部）には、震災用耐震型貯水タンクが埋設されており、新設校舎建設にあたり残置とし、既存のまま活用します。

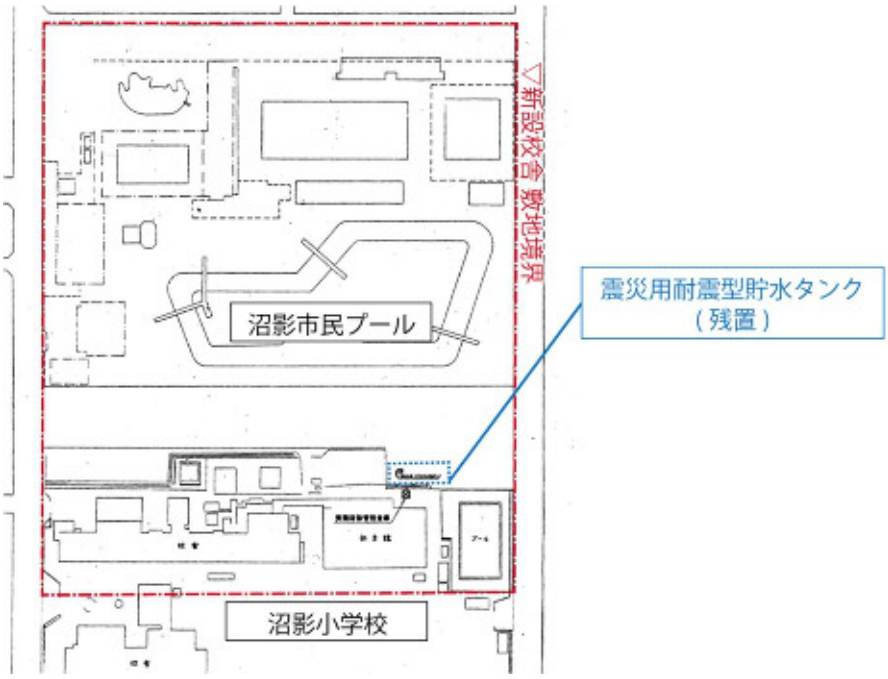

２－１－３）計画地の被害の恐れについて

沼影新校舎敷地は、荒川・入間川の浸水時に最大浸水深 2.52mとなる。さいたま市直下地震では、液状化危険度の高い地域に該当します。

２－２　関係法令等の整理

２－２－１）沼影新校舎　関係法令等一覧表

関係法令		
	都市計画法	国土交通省
○	建築基準法・同施行令	国土交通省
○	消防法・同施行令	消防庁
○	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律	国土交通省
関係条例		
○	埼玉県建築基準法施工条例・同施工細則	埼玉県
	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県
○	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	さいたま市
○	さいたま市みどりの条例	さいたま市
○	さいたま市景観条例	さいたま市
	さいたま市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例	さいたま市
	さいたま市生活環境の保全に関する条例	さいたま市
その他関係法令		
	学校教育法	文部科学省
	地方自治法	総務省
関係指針		
	学校施設整備指針	文部科学省
	学校施設バリアフリー化推進指針	文部科学省
	学校環境衛生基準	文部科学省
	大量調理施設衛生管理マニュアル	厚生労働省
	学校給食衛生管理基準	文部科学省

○：詳細内容を　２）各法令・条例等チェックリストに示す。

２－２－２）建築基準法・同施行令

○各法令・条例チェックリスト

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
建築物の用途 （特殊建築物）	建法 27 条 別表 1（い）欄	義務教育学校：（３）項　学校	
耐火要求	建法 27 条	【特殊建築物】 ・３階以上を当該階に供する ・当該用途に供する部分：2000 ㎡以上 ⇒耐火建築物	
	建令 107 条	【主要構造物耐火要求】 ・柱、梁　１時間耐火 ・外壁（耐力壁）　１時間耐火 ・間仕切壁（耐力壁）　１時間耐火 ・床　１時間耐火 ・間仕切壁（非耐力壁）　３０分耐火 ・屋根　３０分耐火 ・階段　３０分耐火	
居室の採光	建法 28 条１項 建令 19 条、20 条	採光面積：居室の床面積の１／５以上 S55.12.1 告示第 1800 号緩和： 床面上 50cm で 200lx 以上の照明を設ける場合は、教室:1/7、視聴覚室・音楽室:1/10	
居室の換気	建法 28 条 2 項	換気面積：居室の床面積の 1/20 以上	
避雷設備	建法 33 条 建令 129 条の 14、15	建築物の高さ 20ｍを超える建築物に設置	
廊下	建法 35 条 建令 119 条	【義務教育学校（児童用）】 幅員：両側に居室あり　2.3ｍ以上 ：その他の廊下　1.8ｍ以上	
階段	建法 35 条 建令 120 条 建令 121 条 1 項六号	〈直通階段の設置〉 （主要構造部耐火構造） ・直通階段の数　２以上 ・直通階段の設置距離　50ｍ以下	
	建法 36 条 建令 23 条 建令 24 条 1 項	〈義務教育学校（児童用）〉 ・階段・踊り場の幅　140cm 以上 ・蹴上の寸法　16cm 以下 ・踏面寸法　26cm 以上 ・踊場　高さ 3.0m 以内毎 〈屋外階段（直通階段）〉 ・階段、踊場の幅　90cm 以上	
排煙設備	建法 35 条 建令 126 条の 2 建令 126 条の 3	適用除外 （建令 126 条の 2 1 項二号「学校等」）	
非常照明	建法 35 条 建令 126 条の 4 建令 126 条の 5	適用除外 （建令 126 条の 4 1 項三号「学校等」）	
非常用進入口	建法 35 条 建令 126 条の 6 建令 126 条の 7	非常用進入口に代わる開口部を設置 （3 階以上の階）	
敷地内通路	建法 35 条 建令 128 条	建令 125 条 1 項の出口から道等に通ずる幅員 1.5ｍ以上の通路を設ける	
内装制限	建法 35 条の２ 建法 35 条の 3	適用除外 （建令 126 条の 2 1 項二号「学校等」）	

	建令 128 条の 4	但し　無窓居室・火気使用室：準不燃以上	
無窓の居室	建法 35 条の３ 建令 111 条	・採光面積：居室の床面積 1/20 以上 ・直径 1m円内接又は W75cm×H1.2m 以上で直接外気に接する避難上有効なもの 無窓居室⇒居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造る。	
天井高さ	建法 36 条 建令 21 条 1 項	居室 2.1m以上	
防火区画	建法 36 条 建令 112 条	【耐火建築物】 面積区画（1500 ㎡以下毎）、竪穴区画、異種用途区画	
間仕切り壁	建法 36 条 建令 114 条 2 項	防火上主要な間仕切壁は準耐火構造以上（45 分）小屋裏又は天井裏に達せしめる	

表示：建築基準法→建法、建築基準法令→建令

２－２－３）消防法・同施行令

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法 8 条 消令 1 条の 2 消令別表第 1	義務教育学校：(7)項	
消火器具	消令 10 条	必要（300 ㎡以上、歩行距離 20m以内毎に設置）	
屋内消火栓	消令 11 条	必要（2,100 ㎡以上、無窓階等：450 ㎡以上） ※主要構造部耐火構造とした場合（×３）の数値 設置箇所・階毎に 25m以下毎	
ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備	消令 12 条	不要（11 階以上の階）	
水噴霧 消火設備等	消令 13 条	駐車の用に供する部分の床面積 ・１階：500 ㎡以上 ・地階：200 ㎡以上	
屋外消火栓	消令 19 条	１階と２階の床面積の合計：9,000 ㎡以上（耐火建築物）	
自動火災報知設備	消令 21 条	必要（500 ㎡以上）	
消防機関へ通報する火災報知設備	消令 23 条	必要（1,000 ㎡以上）	
非常警報設備	消令 24 条	必要（収容人員 800 人以上に該当） 放送設備（必須）、非常ベル又は自動式サイレン 自動火災報知設備の設置範囲は緩和あり	
避難器具	消令 25 条	必要（２階以上の階） 主要構造部を耐火構造とした２階を除く 設置箇所：200 人以内ごとに１箇所	
誘導標識	消令 26 条	必要	
消防用水 （防火水槽）	消令 27 条	必要（耐火建築物：敷地面積 20,000 ㎡以上、かつ１・２階の延べ面積 15,000 ㎡以上） ⇒床面積 7,500 ㎡またはその端数ごとに 20 ㎥以上設置	
排煙設備	消令 28 条	不要（用途により対象外）	
連結散水設備	消令 28 条の２	地階の床面積合計：700 ㎡以上	
連結送水管	消令 29 条	階数７以上、又は階数５以上かつ延べ床面積 6,000 ㎡以上	

表示：消防法→消法、消防法施行令→消令

○消防水利

計画地は、計画地周囲の消防水利の包含範囲(120m)により、敷地全体が包含されているため、開発行為に係る消防水利の新設は不要となる。しかし、今回工事対象外の沼影小学校敷地には既存防火水槽があるため、開発にあたっては残置又は移設とする。

２－２－４）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
基準適合義務	法 11 条 令 4 条	特定建築行為 ・特定建築物(非住宅 2,000 ㎡以上(※))の新築 ・特定建築物の増改築 (増改築部分のうち非住宅部分 300 ㎡以上(※)) ・増築後に特定建築物となる増築 (増築部分のうち非住宅部分 300 ㎡以上(※))	
適合性判定	法 12 条	特定建築行為に該当 →建築確認に際して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない	
適用基準	法２条３号	建築物エネルギー消費性能基準 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないこと	
適用除外	法 18 条 令 7 条	基準適合義務等の適用除外となる建築物 【建物用途】 ・自動車車庫、<u>自転車駐車場</u>、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途 ・観覧場、スケート場、水泳場、<u>スポーツの練習場</u>、神社、寺院その他これらに類する用途 （高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る） 【文化財等　省略】 【仮設建築物】 ・応急仮設建築物（その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの等に限る） ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物 ・仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等の仮設建築物（許可を受けた建築物に限る）	下線当該箇所

表示：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律→法、同法施行令→令

（※）外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

２－２－５）埼玉県建築基準法施行条例

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨
敷地と道路	条例 4 条	延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物の敷地は、道路に 6m 以上避難上有効に接しなければならない
屋外階段の構造	条例 11 条	木造としてはならない
4 階以上に設ける教室等の禁止	条例 13 条	特別支援学校の用途に供する建築物の 4 階以上には教室等を設けてはならない
木造校舎と隣地境界線との距離	条例 14 条	4.0m 以上保たなければならない
校舎の教室等の出入口	条例 15 条	避難上有効な廊下、広間等又は屋外に面して 2 以上の出入口を設けること （緩和あり）耐火建築物かつ避難上有効なバルコニーの設置
車庫等の敷地	条例 30 条	以下のいずれかに該当する道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に自動車の車庫又は修理工場の用途に供する建築物(車庫等の部分 50 ㎡以上)を建築してはならない。 ・幅員 6m 未満の道路 ・道路の交差点又は曲がり角(120 度以下)から 5m 以内の場所 ・橋詰め又は踏切から 10m 以内の道路 ・公園、小学校、幼稚園その他類するものの 出入口から 20m 以内の道路 ・その他知事が指定する道路
前面空地(車庫等)	条例 31 条	車庫等の出入口は道路境界線から 1m 以上後退しなければならない
車庫等の構造	条例 32 条	車庫等の直上に 2 以上の階又は 100 ㎡を超える直上階がある場合 主要構造部：耐火構造又は 1 時間準耐火基準
一般構造設備（車庫等）	条例 33 条	・床は耐水材料で造り、排水設備を設ける ・床面から 50cm 以下の位置(2 方面以上)に　換気口を設ける ・延焼の恐れのある部分：不燃材料又は準耐火構造の外壁を設け、開口部には防火設備を設ける(床面積 100 ㎡以下のものを除く) ・傾斜路の勾配は 1/6 以下とする
大規模車庫の構造設備	条例 34 条	格納部分 500 ㎡以上のもの(33 条に加えて適用) ・格納部分天井高さ(梁下)：2.1m 以上 ・通路部分天井高さ(梁下)：2.3m 以上 ・機械換気設備又は開口部を設ける ・通路の幅員(一方)：3.5m 以上 ・通路の幅員(二方)：5.5m 以上、屈曲部の内法半径 5m以上
他の用途区分との区画（車庫等）	条例 35 条	建築物の一部に車庫等を設ける場合 ・他の部分と準耐火構造の界壁で区画し、開口部には防火設備を設ける ・床及び天井に車庫等以外に通じる開口部を設けない ・車庫等以外からの避難口を設けない
客席の定員の算定方法（興行場等）	条例 43 条の 2	集会場(200 ㎡以上)の客席 定員：客席部分の床面積 ÷ 0.5 ㎡(使用形態が特定できない場合)
敷地と道路の関係（興行場等）	条例 44 条	敷地の外周の 1/7 以上が下記幅員以上の道路に接しなければならない 定員　≦ 300 人　：4m　301 人 ≦ 定員 ≦ 600 人：5m 601 人 ≦ 定員 ≦ 900 人：6m　910 人 ≦ 定員 ≦ 1500 人：8m 1501 人 ≦ 定員　：11m 又は外周の 1/3 以上が下記幅員以上の 2 以上の道路に接する ・定員 ≦ 600、1 の道路：4m、他の道路：4m ・ 601 人 ≦ 定員 ≦ 900 人、1 の道路：5m、他の道路：4m ・ 910 人 ≦ 定員 ≦ 1500 人、1 の道路：6m、他の道路：4m ・1501 人 ≦ 定員、1 の道路：8m、他の道路：6m（緩和あり）
前面空地（興行場等）	条例 45 条	主要な出入口の前面には下記の空地を設けなければならない 空地の奥行(下記以上) ・定員　≦ 300 人　：2.0m　301 人 ≦ 定員 ≦ 600 人：3.0m

		601 人 ≦ 定員 ≦900 人：3.5m　910 人 ≦ 定員 ≦1500 人：4.0m 1501 人 ≦ 定員　：4.5m 空地の幅：主要な出入口の幅の 2 倍
屋外へ通じる 出入口等 （興行場等）	条例 48 条	屋外へ通じる出入口(客用)：２以上 出入口の幅：1m 以上 / 箇所 出入口の幅の合計：0.8cm × 客席定員 以上 出入口のうち 1 以上は条令 44 条の道路に面して、その他は道路又は屋外の通路等に面して設置
客席部分 の出入口 （興行場等）	条例 48 条 の 2	客席部分の出入口は避難上有効な位置に設け、下記の数を設ける ・定員　≦ 30 人　：1 以上　31 人 ≦ 定員 ≦300 人：2 以上 301 人 ≦ 定員 ≦600 人 ：3 以上　601 人 ≦ 定員 ≦900 人：4 以上 910 人 ≦ 定員 ≦1500 人：5 以上　1501 人 ≦ 定員　：6 以上 出入口の幅：1m 以上かつ、出入口の幅の合計：0.8cm × 客席定員 以上
階段 （興行場等）	条例 49 条	客用の直通階段は避難上有効な位置に設ける階段の幅の合計は下記以上とする（踊り場の幅及び踏幅：階段の幅以上） ・各階の直通階段：0.8cm × 直上階以上の階の客席の定員の合計 ・特別避難階段、前室等付き屋外避難階段：0.8cm×定員が最大の階における定員の合計
客用の廊下等 （興行場等）	条例 50 条	・廊下の幅 定員 500 人以下：1.2m 以上 定員 501 人以上：1.2m＋100 人毎に 10cm 以上 ・避難方向に向かって狭くしない ・定員 301 人以上の階には客席の両側及び後方に互いに連絡し、かつ客席に通じる出入口を有する廊下等を設ける
客席と部隊との 区画 （興行場等）	条例 53 条	定員の合計 300 人を超える場合 ・客席と舞台を直上階の床又は小屋裏まで達する準耐火構造の隔壁で区画 ・ドレンチャー等の設備、随時開放可能な特定防火設備(建令 112 条 1 項)を設ける(定員の合計 1,500 人以下で隔壁の開口部に防火設備を設けた場合は免除)
舞台等の 構造及び設備 （興行場等）	条例 54 条	舞台部分の上部･下部：控室、物置等の設置不可(床下部を準耐火構造とした場合を除く) 舞台と舞台以外の部分 ・準不燃材料以上で造られた隔壁で区画 ・開口部には防火設備を設置 舞台以外の各室 ・出入口、階段又は幅員 1m 以上の避難通路を設置
避難階以外の階に 客席を設ける場合 （興行場等）	条例 55 条	客席が避難階以外の階にある興行場等は下記の構造とする ・耐火建築物 ・主要な出入口の前面に下記の空間を設ける空間の奥行(下記以上) 定員 ≦ 300 人　：2.0m　301 人 ≦ 定員 ≦ 600 人：3.0m 601 人 ≦ 定員 ≦ 900 人：3.5m　910 人 ≦ 定員 ≦ 1500 人：4.0m 1501 人 ≦ 定員　：4.5m ・空間の幅：主要な出入口の幅の 2 倍 ・客席部分から直接進入する直通階段 →特別避難階段又は屋外避難階段とする ・避難階又は地上に通じる直通階段の内 1 以上 →避難階段又は特別避難階段とする

２－２－６）さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
01 移動等円滑化経路	(1)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を１以上確保 ア　道等～利用居室 イ　利用居室～みんなのトイレ ウ　車いす使用者用駐車施設～利用居室 エ　省略（公共用歩廊の場合）	
	(2)	階段又は段：経路上に設けない	ただし書あり
	(3)	省略（地形の特殊性）	
02 視覚障害者 移動等円滑化経路	(1)	視覚障害者が円滑に利用できる経路を１以上確保 ・道等～案内設備又は案内所	ただし書あり
	(2)	誘導ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置 下記部分には点状ブロック等を敷設 ア　車路に近接する部分 イ　段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 誘導ブロック敷設について緩和あり	
03 特定経路	対象外	省略（共同住宅の住戸及びホテル等の客室）	
04 出入口	(1)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口 ア　戸：衝突防止措置(全面透明の場合) イ　自動制止装置：自動ﾄﾞｱの場合	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する出入口 ア　幅員：有効幅 85cm 以上 イ　戸：自動的に閉鎖する構造、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造かつ、その前後に高低差なし ウ　直接地上へ通じる出入口 (ア)　幅員：有効幅 90cm 以上 (イ)　屋根、庇の設置（努力義務）	緩和あり
05 廊下等	(1)	利用者の用に供する廊下等 ア　床仕上：粗面、又は滑りにくい材料 イ　誘導ブロック：階段等の上端に近接する部分 ウ　突起物等：通行の支障となるものを設けない	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する廊下等 ア　幅員：有効幅 1.2m 以上 イ　車いすの回転ができる場所の設置(廊下の末端及び、区間 50m 以内毎) ウ　戸：04 出入口(2) イ参照 エ　省略（手摺の設置、対象外） オ　育児用施設を１以上設け位置を表示(集会場等)	
06 階段	(1)	両側手摺	
	(2)	床仕上：粗面、又は滑りにくい材料	
	(3)	段の識別：端部と周囲の色の差大(色相･明度･彩度)	
	(4)	段の構造：段鼻の突出不可、蹴込み 2cm 以下	
	(5)	誘導ブロック：段の上端に近接する踊場部分	ただし書あり
	(6)	主たる階段：回り階段不可	ただし書あり
	(7)	立上り：踏面の両側 2cm 以上又は側壁	
07 階段に代わり又はこれに併設する傾斜路	(1)	ア　両側手摺：勾配 1/12 超又は高さ 16cm 以上の場合 イ　床仕上：粗面、又は滑りにくい材料 ウ　路面の識別：前後の色の差大(色相･明度･彩度) エ　誘導ブロック：傾斜の上端に近接する踊場部分 オ　両側に側壁又は 5cm 以上の立上り	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する傾斜路 ア　幅員：有効幅 1.2m 以上　(階段、段に併設する場合 90cm 以上)	

		イ　勾配：1/12 以下(高さ 16cm 以下の場合勾配 1/8 以下) ウ　踊場：高さ 75cm 以内毎 エ　踏幅 1.5m 以上	
08　便所	(1)	みんなのトイレ(車いす使用者の利用に配慮した便所)を 1 以上設置 ア　腰掛便座等：腰掛便座、手摺等の適切な配置 イ　車いす対応：車いす回転径(直径 1.5m)確保 ウ　床面仕上：粗面、又は滑りにくい材料 エ　オストメイト対応設備付き便房を 1 以上設置	
	(2)	2,000 ㎡以上の建築物は①又は② ①みんなのトイレ 1 以上＋ゆとりブース 1 以上(男女別) ②みんなのトイレ 2 以上 ア　腰掛便座等：腰掛便座、手摺等の適切な配置 イ　車いす対応：車いす使用者が円滑に利用可能	
	(3)	みんなのトイレ又はゆとりブースの手洗器 ア　高さ等：車いす利用者に配慮 イ　強固な構造又は両側に手摺を設置 ウ　容易に操作できるもの	
	(4)	男子用小便器:受け口高さ 35cm 以下(1 以上)	
	(5)	男子用小便器:(4)の小便器に両側手摺(1 以上)	
	(6)	乳幼児用設備 1 以上設置(500 ㎡以上) ア　乳幼児用イス イ　乳幼児用ベッド等 ウ　案内表示設置	
	(7)	省略（500 ㎡未満の建築物）	
09 浴室		浴室、シャワー室、更衣室を設ける場合男女各 1 以上整備	
	(1)	シャワー、手摺等の適切な配置	
	(2)	空間･段:車いす使用者に配慮､段を設けない	
	(3)	水栓器具は容易に操作可能なもの	
	(4)	更衣ブース又はｼｬﾜｰﾌﾞｰｽの出入口幅：85cm 以上(1 以上)	
10　客室		省略（ホテル又は旅館の客室）	
11　客席		省略（客席を設ける場合）	
12 ｶｳﾝﾀｰ等	(1)	ｶｳﾝﾀｰ(記載台、公衆電話台)の構造:車いす利用に配慮	
	(2)	券売機等：高齢者、障害者等の利用に配慮	
13 敷地内通路	(1)	利用者の用に供する敷地内通路 ア　仕上：粗面、又は滑りにくい材料 イ　段：06（1)、(3)、(4) ウ　傾斜路：(ｱ) 両側手摺：07（1）アかつ勾配 1/20 以上 (ｲ) 路面の識別：07（1）ウ (ｳ) 立上り：07（1）オ エ　突起物等：通行の支障となるものを設けない オ　排水溝蓋：白杖､車いす使用者に配慮　細目タイプ(ノンスリップ)	
	(2)	移動等円滑化経路を構成する敷地内通路 ア　幅員：有効幅 1.4m 以上 イ　車いすの回転ができる場所の設置（区間 50m 以内毎） ウ　戸：04（2）イ エ　傾斜路：07（2）ア～ウ	
14 駐車場	(1)	移動等円滑化の措置がとられた施設の付近に設置 ア　高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ　内容が容易に識別できるもの	
	(2)	その他の標識 ア　高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ　高齢者、障害者等に容易に識別できるもの	
	(3)	車寄せを設ける場合：高齢者、障害者等優先停車施設	
15	(1)	移動等円滑化経路を構成する EV 及び乗降ロビー ア　停止階(利用居室、みんなのトイレ等、車いす使用者	

昇降路		用駐車場、地上階に停止すること) イ　出入口幅員：80cm 以上 ウ　かごの奥行き：1.35m 以上 エ　乗降ロビー：高低差なし、有効幅・奥行き 1.5m 以上 オ　制御装置設置：車いす使用者の利用可能なもの カ　停止階等表示装置・現在位置表示装置 キ　昇降方向表示装置：乗降ロビーに設置 ク　手摺：かご内に設置 ケ　鏡：かご内に設置(車いす使用者開閉確認用) コ　出入口の戸：自動制止装置 サ　かごの大きさ(2,000 ㎡以上)：(ｱ) 幅 1.4m 以上、(ｲ) 車いす回転可能 シ　視覚障害者、聴覚障害者対応 (ｱ) 音声装置(階・戸の閉鎖) (ｲ) 制御装置：視覚障害者が利用可能なもの (ｳ) 音声装置(昇降方向) ス　音声周知装置（出入口が複数ある場合） セ　災害時等(管制運転)：音声・文字表示装置	
	(2)対象外	省略（特殊な構造又は使用形態のエレベーター等）	
16 休憩設備		休憩の用に供する設備(ﾍﾞﾝﾁ等)：2,000 ㎡以上の建築物 適切な表示の設置(設備又は付近)	
17 標識	(1)	移動等円滑化の措置がとられた施設の付近に設置 ア　高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ　内容が容易に識別できるもの	
	(2)	その他の標識 ア　高齢者、障害者の見やすい位置に設置 イ　高齢者、障害者等に容易に識別できるもの	
	(3)	誘導灯:視覚･聴覚障害者に配慮(点滅･音声等)	
18 案内設備	(1)	案内板(施設全体案内表示) ・車いす使用者駐車施設、高齢者、障害者に配慮した設備の表示	
	(2)	(1)の内容を点字その他下記の方法により視覚障害者 に示すための設備を設置 ア　文字等の浮き彫り イ　音による案内 ウ　点字及びア又はイに類するもの	
	(3)	案内所を設ける場合：(1) (2) は適用しない	
	(4)	聴覚障害者に配慮した文字情報表示装置（努力義務）	

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル参照

２－２－７）さいたま市みどり条例（さいたま市公共施設緑化基準）

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨
緑化推進協議	基準Ⅱ.1.(1)	市域において、市が公共の建築物を設置する場合は、「公共施設緑化基準」に基づく「緑化推進協議」が必要
量的基準	基準Ⅱ.2.(1)	教育施設、準工業地域、敷地面積 3000 ㎡以上のため、100 分の 25 ※原則として屋上緑化又は壁面緑化を行う
質的基準	基準Ⅱ.2.(2)	【建築物一般】 ①エントランス:地域のシンボルとなる樹木や景観向上に寄与する生垣や樹木 ②駐車場：芝生、透水性舗装、駐車帯の周囲等は緑化を図る ③屋上緑化又は壁面緑化の推進 ④敷地内の舗装は原則、透水性舗装の採用 ⑤雨水排水抑制（地下浸透方式の採用）
		【教育施設】 ①校庭は防塵効果を向上させる緑化を推進 ②学校の農園、ビオトープ等の環境学習空間の創出 ③接道部等：緑の核として地域のシンボル的景観の創出 ④エントランス周囲等：地域に開かれた学校の顔となる緑化
植栽量の基準	基準Ⅱ.3.(1)	①植栽量の基準（20 ㎡当たり） ・高木　 1 本以上 ・中木　 2 本以上 ・低木　20 本以上 ・地被植物は、緑地全体を覆う場合や樹木を植栽する緑地の残余の部分に植栽し、極力、植栽基盤を覆う
		②高木、中木、低木のいずれかを上記割合で代替可能 例：高木 1 本=中木 2 本=低木 20 本
		③地被植物の植栽量 ・シバ：植栽基盤の 70%（目地張り） ・その他の地被植物：25 ポット/㎡
		④建築物の緑化の植栽量 ・積載荷重を考慮し、基準の植栽量を確保 ・建築物の緑化：値費植物のみの植栽でも算入可能
植栽樹木の規格	基準Ⅱ.3.(2)	・高木：植栽時 樹高 3.0m 以上 ・中木：植栽時 樹高 1.5m 以上 3.0m 未満 ・低木：植栽時 樹高 0.3m 以上 1.5m 未満 ・生垣：樹高 0.8m 以上
植栽方法の基準	基準Ⅱ.3.(3)	①生垣の植栽方法 ・樹高 0.8m 以上、基盤の幅 0.6m 以上、植栽間隔 0.5m 程度
		②ツル性植物の植栽方法 ・樹高-以上、基盤の幅 0.3m 以上、植栽間隔 0.3m 程度
緑化面積の算定方法	基準Ⅱ.4.	・地上部緑化を要する面積 ①既存の樹林又は樹木を保存する区画（地上部） ②新たに植栽する区画（地上部） ①＋②＝必要緑化面積の 1/2 以上を確保
	基準Ⅱ.4.(1)	・標準の算定方法 ①植栽基盤が複数の場合：合算して算定 ②縁石等を除いた植栽基盤の面積により算定 ③植栽基盤外の樹冠も算入可 ④樹冠同士や地被植物との重なりを除いて算定
緑化面積の算定方法	基準 4.(2)	・独立した樹木の算定方法 ①高木（以下の算定により大きい方を採用） 1. 植栽時の樹冠の水平投影面積 2. 植栽時の高さの 8 割を直径とする円の面積 ②中木、低木

		・植栽時の樹冠の水平投影面積
	基準 4.(3)	・生け垣の算定方法（見附面積） ①接道部に植栽する場合 生け垣の長さ × 樹木の高さ（樹木の実高さ） ②接道部以外に植栽する場合 生け垣の長さ × 樹木の高さ（最高 1.2m まで）
	基準 4.(4)	・ツル性植物の算定方法（見附面積） ①フェンスなどに緑化する場合 植物の植栽延長 × 高さ 1.0m ②補助の緑化資材を用いる場合 補助の緑化資材の設置面積
	基準 4.(5)	・地被植物の算定方法 地上部の広場や駐車帯等の緑地、屋上・ベランダ・壁面等の 建築物の緑化に限り地被植物のみの植栽でも算入可 ①広場として緑化する場合 ・植栽基盤の面積（縁石等は含まず） ②駐車帯を緑化する場合 1.緑化保護資材を用いた緑化：駐車帯の面積 2.緑化ブロックによる緑化：ブロックを除いた駐車帯の面積
	基準 4.(6)	・建築物に設けられた緑地の算定方法 ①屋上緑化 4.(1) の算定方法に加え、緑化施設も含めた面積 ②壁面緑化 1.補助の緑化資材なしで緑化する場合 植栽基盤の延長 × 植栽基盤から 1.0m 2.補助の緑化資材を用いて緑化する場合 植栽基盤の面積と補助資材の設置面積 ③ベランダの緑化 固定の植栽基盤、可動式植栽基盤による緑化 ・植栽基盤外の樹冠も算入可 ・各階の緑化面積を合算可
	基準 4.(7)	・可動式植栽基盤の算定方法 ①樹木を植栽した場合 植栽基盤の面積 ＋ 基盤外の樹冠面積 ②地被植物のみ：植栽基盤の面積

表示：みどりの条例→条例　みどりの条例施行規則→規　公共施設緑化基準→基準

２－２－８）さいたま市景観条例

項目	法令等条文番号	関連内容の要旨
景観区域の区分	計画１章２	計画地：景観誘導区域（市街化区域） に該当
景観誘導区域内の届出対象行為	法 16 条 条例 15 条 規則 9 条	【建築物　行為の種類】 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【建築物　行為の規模】 ・高さが 12m を超えるもの ・建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
		【工作物　行為の種類】 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物　行為の規模】 ・高さが 12m を超えるもの（建築物と一体の場合は工作物の高さ＞4m かつ上端の地盤面からの高さ＞12m） ・築造面積が 500 ㎡を超えるもの
		行為の届出：行為の着手 30 日前までに提出
届出対象行為の適用除外	条例 16 条 規則 9 条 別表 1	次のいずれにも該当しないもの。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当するものの増築、改築、移転により、増加する床面積の合計が 10 ㎡以下のものを除く。 (1)新築、増築、改築又は移転で、高さ 12mを超えるもの (2)新築などで、建築面積が 1000 ㎡を超えるもの (3)前 2 号のいずれかに該当するものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で該当立面の面積の 3 分の 1 を超えるもの
景観誘導区域における景観形成基準	計画３章４	【配置】 ・道路に面してｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する ・駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める
		【形態意匠】 ・長大な壁面が生じる場合は壁面に凹凸をつけるなど単調な印象とならないものとする ・道路に面してｼｬｯﾀｰを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する ・夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する ・過度に点滅する光源や派手な照明は避ける ・周囲の建築物等との調和に配慮する ・街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める ・低層部分では賑わいや開放感を演出するよう努める ・屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮 ・屋外階段は表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する ・ﾊﾞﾙｺﾆｰ、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する ・周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのｽｶｲﾗｲﾝに配慮する
		【色彩】 ・周囲の建築物等と調和しない色彩素材は使用しない ・外観の色彩制限(ただし、各立面の面積の 1/5 未満に使用する色彩は適用除外) 色相 0R～5Y　：彩度 6 以下、色相 上記以外：彩度 2 以下
		【外構】 ・駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は植樹等による修景を行う等、見え方に配慮する ・道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよ

		う工夫する ・隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する ・ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする ・駐輪場は、植樹等による修景に努める
		【緑化】 ・シンボルツリーの配置や低木、中木、高木を組み合せた植栽により、周囲からの見え方に配慮する ・接道部の緑化や建築物の屋上緑化、壁面緑化によりみどり豊かな魅力的な空間をつくる
		【その他】 ・工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する ・自動販売機等は、通行の支障とならないものとし建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する

表示：景観法→法　さいたま市景観条例→条例　さいたま市景観計画→計画　さいたま市景観条例等施行規則→規

３章　施設整備の基本的な考え方

施設整備にあたり小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）はもとより、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の目指す学校像、「さいたま市小・中一貫教育」の推進を実現するため、施設整備の基本的な考え方を以下の通り設定します。

新しい自分と出会える学園 ～To the next stage～

子ども一人ひとりの特性を踏まえ、９年間の一貫した教育を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自らの可能性を高めながらより良い未来を創造する力をはぐくむ学園

施設整備の基本的な考え方

（１）高機能かつ他機能で変化に対応できる柔軟性・可変性のある施設
（２）地域コミュニティの拠点、生涯学習の場として地域に身近な学校施設
（３）安全安心で誰もが使いやすい学校施設
（４）総合的かつ長期的な視点に立った変化に対応できる学校施設

３－１　高機能かつ多機能で変化に対応できる柔軟性・可変性のある施設

・ＩＣＴの活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となることから学校施設全体が学びの場であるという発想に立ち、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間を整備します。

・教室と連続する廊下の一体利用など、学習空間を適切に組み合わせ、相互の連続性・一体性を確保します。

・ユニット制のメリットを最大限生かすため、学年・学級の枠組みを超えた協働的な学び等の多様な学習活動に対応できる空間を整備します。

・多様な学習活動を展開するため少人数での議論や大人数に対する発表、オンラインによる授業展開等、学習活動に対応して自由に場所を選べるよう多様な空間を整備します。

・教室空間の有効活用のため、ロッカースペース等の配置を工夫します。

・特別教室は専門的で高度な学びを誘発する空間を整備します。

・将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更が可能となるような室の区画や仕上げとし、長期間建物を有効に使うことができる計画とします。

・学校図書館とコンピュータ教室を組み合わせて、読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」を整備します。

・教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務環境を整備します。

・オンライン授業のためのコンテンツ作成も含めた教材の研究準備を行うスタジオ空間やリフレッシュできる空間と執務スペースを有機的に連携させ、パフォーマンスを最大化することができる機能性や居住性を持った執務空間を整備します。

学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間※	高度な学びを誘発する創造的な教室※
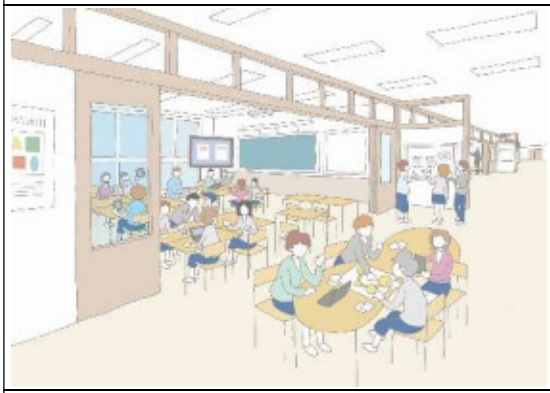	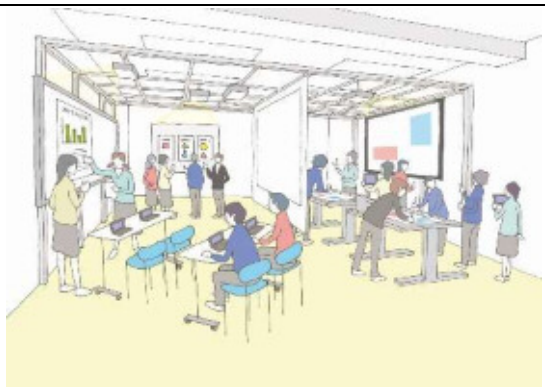
柔軟で創造的な学習空間※	働き方改革を推進する執務空間※
	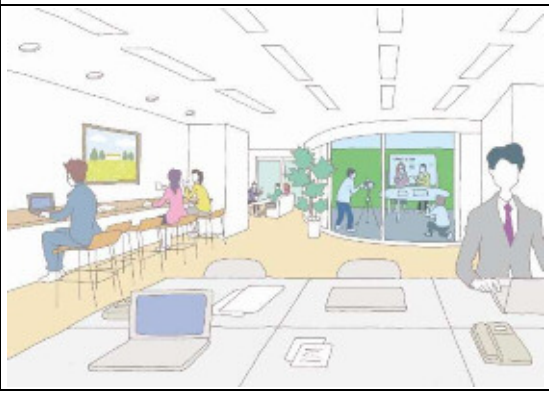

※空間イメージについては、文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より抜粋

３－２　地域コミュニティの拠点、生涯学習の場として地域に身近な学校施設

・学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で様々な人や社会の課題と向き合うことができるよう、地域と児童生徒が気軽に触れ合える環境を整備します。

・地域や社会などと連携・協働を図るため、コミュニケーションや創造性を誘発する空間を整備します。

・図書館や特別教室等の学校施設を地域住民も利用し、多様な「知」を集積する共創空間を整備します。

地域と共に想像する共創空間※

３－３　安全安心で誰もが使いやすい学校施設

・利用者全てが使いやすい学校施設となるようユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行います。

・自然災害や防犯等の多角的な視点から安全安心を実現する施設整備をします。

・災害時において避難所となることから避難所機能の強化を図ります。

・受変電設備等の機械設備の浸水対策等を行います。

・児童生徒が学校に温かみが感じられ、愛着を育むことができるよう、木材利用を推進します。

・新しい生活様式を踏まえ、健やかに学習・生活できる衛生環境を整備します。

３－４　総合的かつ長期的な視点に立った変化に対応できる学校施設

・武蔵浦和駅周辺地区は人口が増加している地区であることから、児童生徒数が増加した場合に必要な教室数を確保できるよう、教室に転用できる空間をあらかじめ確保した施設計画とします。

・将来的に児童生徒数が減少した際に、施設一体型義務教育学校とできるよう計画します。

・更に児童生徒数が減少した際に、学校以外の他の用途への転用することも見据えた改修しやすい施設とします。

・脱炭素社会の実現に貢献するよう屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入等の省エネルギー化や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入等を行い、持続可能な教育環境を整備します。

４章　施設計画に関するまとめ

４－１　防災計画

４－１－１）避難施設として　地域防災計画との兼ね合い

さいたま市地域防災計画において、学校は指定避難所とされ、「地域の防災拠点」に位置付けられています。また、市内 11 か所の拠点備蓄倉庫備蓄場所のほか、「災害時の交通路の遮断を考慮し、備蓄の分散化を図る。指定避難所を中心に地区のバランスや地域性を考慮し、小・中・高等・中等教育学校の余裕教室、公民館の倉庫の利用等を含めて、備蓄場所を順次整備とする。」とされています。

さらに、「災害時における食糧の炊き出しについては、小・中・中等教育学校の学校給食施設を活用し、給食担当職員（栄養士・調理員）を中心に、社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保、また、災害時において都市ガスが使用できなくなった場合、ＬＰガスを利用できる設備の整備などの実施体制の整備を図る。」とされています。

新しい義務教育学校の整備に際して地域防災計画との整合性を図りながら、大規模地震等の発災時には、児童生徒や教職員の安全確保を第一としつつも、学校施設は地域住民の応急的な避難所としての役割を担うことから、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められます。さらに本来、学校施設は教育のための場であることから、発災後は避難所としての機能も維持しながら、可能な限り早期に教育活動が再開できるよう計画することが必要です。

大規模地震等に備えた建築設備や仕上材を含めた建物の十分な耐震性の確保や家具什器の転倒対策はもとより、近年の集中豪雨による内水氾濫や河川の氾濫に備え、１階床レベルの適正化や主要設備の上階設置や１階における浸水対策エリアの設定、建物上階への避難ルートの確保などの考慮が必要です。

４－１－２）大規模災害時に備えたインフラ自立性の確保

インフラの途絶に備え、飲料水、生活用水の確保、電源確保のための太陽光発電、蓄電池の導入、防災備蓄倉庫の確保、シャワーの稼働などが必要となります。

４－２　雨水流出抑制の考え方

４－２－１）貯留槽と地下水位の関係

さいたま市では、市内における雨水の流出抑制を図るため、市が実施する公共事業における雨水の貯留・浸透に関する施策の方針を定めることにより、都市型水害の軽減、河川平常流量の確保、地下水の回復と水質の改善、雨水の有効利用、ヒートアイランド現象の緩和等を図り、「安心・安全なまちづくり」や潤いのある都市環境の創造等に寄与することを目的として総合雨水流出抑制対策指針（以下、「指針」）が定められています。

指針では、工事・工種や地域特性を十分考慮して雨水流出抑制施設の整備に努めることとしており、河川工事、道路工事、排水構造物工事、公園・グラウンド整備工事、営繕工事の主要５工事において雨水流出抑制対策を整理しています。 なお、市内には地盤の状況により浸透の適地・不適地が存在するため、地域特性を考慮して雨水流出抑制施設の設置に努めるものとしています。

計画地は計画区域の全ての土地が宅地等である土地で行う行為であり、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の対象外となるが、ハザードマップにおいて内水氾濫の恐れのある地域であることを鑑み、十分な雨水流出抑制を行う計画とします。

総合雨水流出抑制対策指針による雨水流出抑制量： V は、

$V = f \cdot I \cdot A = 0.65 \times 0.055 \times 31{,}000 \fallingdotseq 1{,}110$ ㎥

f：平均流出係数（0.65←過去実績による想定地、土地利用による数値は右表

I：降雨強度（0.055m／ｈｒ）

A：敷地面積（31,000 ㎡）

【土地利用による流出係数】

建物（屋根）の流出係数	:0.90
校庭（グランド）の流出係数	:0.50
舗装面の流出係数	:0.85
透水性舗装の流出係数	:0.50
緑地の流出係数	:0.20
その他の部分の流出係数	:0.50

流出抑制施設として緑地およびグランドの表面貯留を想定する。地表部表層貯留域面積はおおよそ、地上部緑地面積 3,500 ㎡、グランド貯留域面積 5,000 ㎡（グランドの地表面勾配を考慮し、グランド面積の１／２を想定）

（貯留水深）＝1110／（3500+5000）

≒0.13ｍ

となり、緑地及びグランドの縁を 15ｃｍ立上げ雨水を貯留できる構造とすることで敷地全体の抑制量を満足できます。

４－２－２）グラウンドの保水力向上

グラウンドは、砂塵の抑制や雨天後にも使用しやすい人工芝の導入を検討するとともに、屋上緑化の植栽基盤の確保など、さらなる雨水流出抑制を検討します。

４－３　緑地整備

４－３－１）公共施設の緑化

公共施設緑化基準により、小中学校も教育施設の位置づけで緑化推進協議の対象となります。計画地は準工業地域で敷地面積が 3,000 ㎡以上となるため敷地面積に対する緑化面積は 100 分の 25 以上が求められます。

緑化は地上部分に全体の１/２以上（駐車場や広場の地被類の緑化を含む）、その他を屋上や壁面緑化、ベランダ緑化等により確保する必要があります。

地上部分のみでの緑地の確保は難しいことから、屋上や壁面、駐車場等の緑化を検討します。

さらに公共施設及び周辺の環境や緑化の質の向上を目指して緑化の推進を求められます。そのために、接道緑化を可能な限り行い、施設内の中庭にも積極的な緑化を考慮します。

また、将来、別棟でプールを増築することも考えられますが、その際も基準を満たすよう計画します。

４－４　計画施設概要

４－４－１）学校規模

第１章６節に記載の通り、開校を予定している令和１０年度における児童生徒数の見込は下表のとおりで、１学級当たりの児童生徒数の上限（小学校３５人／学級、中学校４０人／学級）から算定される学級数は普通学級が５７学級となります。

沼影校舎（新設校舎）においては３ユニットを設ける計画としており、ユニット間での学級数・規模の不均衡が生じないよう学級数を算定し、義務５・６年生は１５学級、義務７～９年生は１２学級を整備します。

	義務５年	義務６年	義務７年	義務８年	義務９年	計
児童生徒数	約 425 人	約 425 人	約 400 人	約 410 人	約 400 人	約 2,060 人
学級数	１３	１３	１０	１１	１０	５７
整備する学級数	１５	１５	１２	１２	１２	６６
１ユニット	５	５	４	４	４	２２

これにより、１ユニットの学級数は２２学級となり、沼影校舎（新設校舎）としては６６学級と多いものの、日常の教育活動は適正規模で実施することが可能となります。

特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級において特別の教育課程に基づく学習に取り組むことを中心としながら、児童生徒の実態に応じて、ユニットにおいて通常の学級との交流及び共同学習を行います。そのため、特別支援学級の教室は、ユニットから独立して整備します。

特別支援学級の教室数は、５・６年生の児童による知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を各１教室、７～９年生の生徒による知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を各２教室、計６教室とします。

また、武蔵浦和駅周辺地区は人口が増加している地区であることから推計以上の社会増が起こりうることや国公私立中学校への進学割合の変動も想定されることから、各学年、各ユニット１学級分（５学年×３ユニット＝１５教室）の余裕教室を見込みます。なお、余裕教室については、当初は多様な学習活動を行うための教室として整備し、学級数が増加した段階で普通教室に模様替えを行うこととします。

４－４－２）教職員数

開校予定年度における想定教職員数

役職	浦和大里校舎 （ユニット１） 第Ⅰ期 （１～４年） 約 800 人	内谷校舎 （ユニット２） 第Ⅰ期 （１～４年） 約 800 人	沼影校舎 （ユニット３～５） 第Ⅱ・Ⅲ期 （５～９年） 約 2000 人	計
校長	1			1
副校長	1	1	3	5
教頭	1	1	3	5
教員	30	30	81	141
養護教員	1	1	2	4
事務職員	1	1	2	4
栄養職員	1	1	1	3
合計				163

※各校舎には、この他に加配教職員や会計年度任用職員（非常勤講師、スクールアシスタント、学校図書館司書、ＡＬＴなど）を配置予定。

４－４－３）施設配置計画におけるユニットの考え方

施設配置計画においてユニットの考え方は次の３パターンが考えられます。

①教室配置においてはユニットのまとまりにとらわれず諸室を配置する

②利用頻度の高い諸室はユニット内に配置するが、利用頻度の低い諸室は３ユニットが共用できるよう配置する（①と③の中間案）

③管理諸室や体育館などを除き、児童生徒の学校生活が原則としてユニット内で完結できるように諸室を配置する

この３パターンのメリット・デメリットを比較すると下表のようになります。

	メリット	デメリット
パターン①	○必要となる特別教室の数が最も少ない △特別教室を低層階にまとめることで市民開放可能な室が増える	×児童生徒・教職員の移動距離が長くなり、十分な動線の確保が必要
パターン②	△必要となる特別教室の数が比較的少ない	×共用する室の配置が限定される ×一部の教科の教諭が受け持つ児童生徒数が多くなる
パターン③	○児童生徒・教職員の移動距離が短い	×必要となる特別教室の数が最大 △教室配置によっては市民開放可能な特別教室が限定される

沼影校舎（新設校舎）の敷地と規模を考慮すると校舎は５階建て以上となることが想定されます。

パターン①では、児童生徒・教職員が教室移動のために上下階に移動する頻度が多くなります。また、移動距離も長くなることが想定されるため、休憩時間も含まれている業間休みが移動のみとなることも考えられます。

パターン②では、理科室等の利用頻度が高い特別教室はユニット毎に配置するため、パターン③と同数となります。しかし、家庭科室等は３ユニットで共用するため、必要数がパターン①と同数になることから、特別教室の数はパターン①と②の中間となります。一方、ユニットで特別教室を共有する教科の教諭は少人数で３ユニットの児童生徒を受け持つことが想定されます。

パターン③は特別教室等の室数が多くなりますが、学校生活がユニット内で完結することから児童生徒の移動距離を短くすることが可能です。

本計画では児童生徒の移動距離が最も短いパターン③で検討を行います。

なお、校長室や体育館、保健室、給食室等については、校舎全体の共用とします。

○必要諸室および規模

ユニット毎に配置する諸室

エリア	配置する機能	面積（㎡）
教室エリア	ホーム（前期１０、後期１２、予備５）、 音楽ゾーン、美術ゾーン、理科ゾーン、 図工ゾーン、技術家庭科ゾーン、 フリースペース、更衣室、教材室、準備室	約 3,600
教職員エリア	執務ゾーン、印刷室、打合せゾーン、 スタジオ、相談室、個別支援教室、 キャリア・進路ゾーン、休憩ゾーン、更衣室	約 350
	（合計）	約 4,000

ユニットから独立して配置する諸室

エリア	配置する機能	面積（㎡）
特別支援学級エリア	特別支援学級（前期２、後期４）、作業学習室、 多目的学習室、準備室、教科室	約 640
通級指導教室エリア	通級指導教室、相談室、待機室、教材室、 準備室	約 150
学園交流エリア	児童会・生徒会ゾーン、ラーニングコモンズ、地域交流ゾーン、ＰＴＡゾーン	約 1,000
教職員エリア	校長室、事務室、応接室、執務ゾーン、 印刷室、打合せゾーン、スタジオ、相談室、 保健室、放送室、休憩ゾーン、更衣室	約 1,100
アリーナ	アリーナ、武道場、器具庫、倉庫、管理室、 防災倉庫、更衣室・シャワールーム	約 3,700
給食室	調理室、配膳室、昇降機	約 2,300
付属室	体育倉庫、部室、飼育小屋、ごみ置き場　等	適宜
	（小計）	約 9,000

共用部（トイレ、階段、エレベータ、昇降口　等）	約 15,000

（合計）	約 36,000

※諸室の配置については上表を原則としますが、平面計画の検討により変更が生じる可能性があります。

４－５　沼影校舎（新設校舎）における計画与条件

沼影校舎（新設校舎）の計画にあたっては、下記の点に配慮します。

・プールについては、当初は整備せず、浦和大里校舎及び内谷校舎の既存プールを活用しますが、将来的にプール整備ができるよう計画地を確保した計画とします。

・緑地面積（敷地面積の 25%）は地上部のみで確保した場合、校庭の確保等が困難となるため、屋上緑化等で必要面積を確保します。

・駐車場台数は、さいたま市自動車駐車施設の設置基準に基づき設置する。なお、教職員用の駐車場は必要最低限の台数とします。

・市民利用を前提とした施設計画（体育館、特別教室等）

　さいたま市では、学校体育施設開放事業を実施しており、体育館及び校庭を開放しています。また、学校は地域コミュニティの核としての役割もあることから、特別教室についても市民開放の検討を行う。施設配置は、学校体育施設だけではなく、特別教室も市民開放を行うことを前提に検討を行います。

・文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」

　文部科学省では令和３年度に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」検討を行っています。この中で、１人１台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、新しい時代の学校施設の在り方について議論され、報告書としてまとめられる予定です。この報告書は、施設整備の一つの指針となることから、基本設計においては報告書を参考に検討を行います。

・屋上グラウンドの整備の検討

　小学校・中学校設置基準では第８条に校舎及び運動場面積等として、基準を定めていますが、基準では児童生徒数が７２１人以上の場合、小学校は７，２００㎡以上、中学校は８，４００㎡以上とされています。また、基準では１人当たり１０㎡となる算定式により校庭面積が算定されています。

　沼影校舎（新設校舎）でも可能な限り校庭面積を確保する計画としますが、児童生徒数の見込が約２，０００人であることから、１人当たり１０㎡の校庭を確保するためには、２０，０００㎡が必要となります。残りは約１１，０００㎡となりますが、日影や道路境界線からの離隔などを考慮すると、建築可能な面積は更に狭くなるため、校舎が高層化することが想定されます。

　高層化することにより、校庭や体育館、特別教室等へ移動時に複数階の移動が必要になることや、１階あたりの面積が限られるため柔軟な教室配置が難しくなること等、施設面で教育環境の確保が難しくなる懸念があります。

　そこで、屋上もグラウンドとして活用することも検討します。

４－６　施設配置計画の検討（Ｉ型、Ｌ型）

４－６－１）施設配置における留意事項

沼影校舎（新設校舎）の校舎、教職室、体育館、校庭、駐車場の機能上の留意事項を踏まえ、施設配置を検討します。

〈校舎〉

・教室への日照、通風、温熱環境の確保

・外部からの騒音の低減

・来校者の確認や不審者の侵入検知等、児童生徒の安全確保に配慮し、教職員が児童生徒に目が届きやすくするため、建物内や敷地内で死角を作らないよう配慮

・登下校時や休み時間等の移動が集中する時間帯の動線の混雑への対応

・近隣への学校の音（授業や児童生徒の声など）、日影、圧迫感、騒音、視線等の配慮

・緊急車両の侵入経路確保

・効率的でゆとりあるアプローチ動線とし、バリアフリー動線を含め、児童生徒が安全に登下校できるよう配慮

・通級指導教室は、普通教室とは別に門、昇降口等を設け、児童生徒の動線を分離

〈給食室〉

・臭いや洗浄音等の校舎等への影響の低減

・食材などの搬入動線、設備更新のための動線の確保

〈市民開放〉

・市民開放する諸室への分かりやすい動線の確保

〈校庭〉

・日照、見通しの確保

・運動スペースの面積を可能な限り確保

４－６－２） Ｉ型平面案、Ｌ型平面案の比較検討

沼影校舎（新設校舎）の平面計画について、３ユニットが東西に並列に並ぶＩ型案と、１ユニットが南側に配置されるＬ型案の平面形状で検討を実施しました。

【Ｉ型平面・メリット】

・建築面積を抑えることで、地上グラウンドに充てられる面積を比較的大きくすることが可能です。（L 型案と比べ、地上部のテニスコートを１面多く設置可能）

【Ｉ型平面案・デメリット】

・コンパクトな平面であるため、5 階建て以上が必要となり、日影規制の影響から南側へ寄せて配置する必要があります。一部住宅への圧迫感や日影が課題となります。

・Ｌ型案と比べ、屋上グラウンドに充てられる面積が小さくなります。

【Ｌ型平面案・メリット】

・敷地西側住宅地への日影の影響が少ない配置が可能です。

・体育館は（大）、（小）を並列に配置が可能となり、児童生徒が集まれる場所を確保しやすく、屋上グラウンドに充てられる面積が大きくなります。

【Ｌ型平面案・デメリット】

・Ｉ型と比べ、地上グラウンドに充てられる面積が少なくなります。

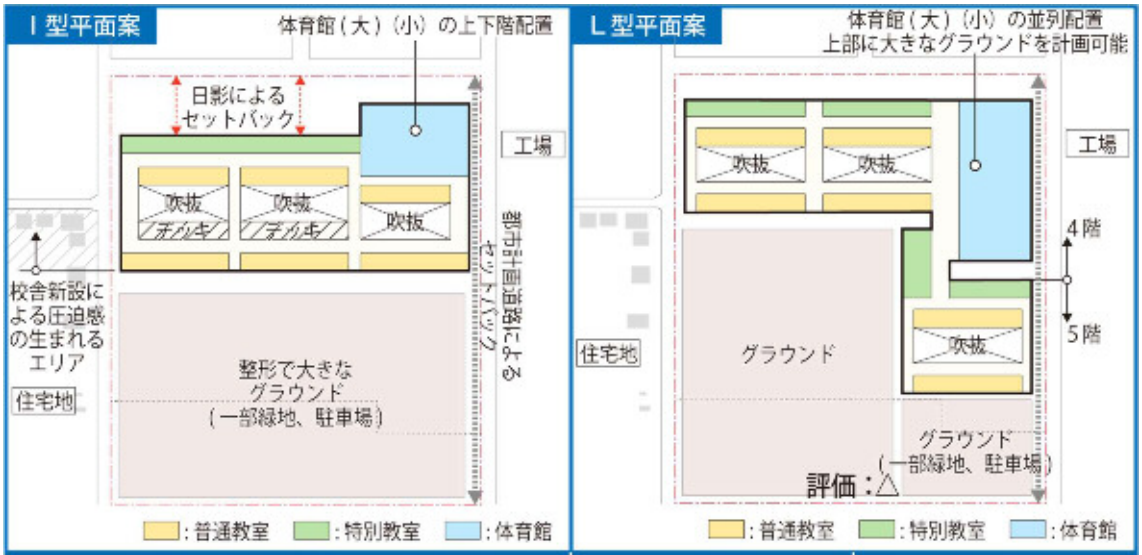

評価項目	Ｉ型案	Ｌ型案
地上グラウンドの面積	○	△
屋上グラウンドの面積	△	○
周辺への日影、圧迫感	△	○
体育館の配置	△	○
総合評価	△	○

４－７　沼影校舎（新設校舎）のユニット配置の比較検討（平面型、断面型）

沼影校舎（新設校舎）の平面計画について、各ユニットを階ごとに配置する平面ユニット案と、各ユニットが階段を専有し、断面でエリア分けする断面ユニット案を検討しました。

【平面ユニット案・メリット】

・体育を除き、各ユニットの授業が階ごとに完結し、ユニット間の動線の交錯を減らすことができます。

【平面ユニット案・デメリット】

・昇降口は、各ユニットで確保すると内部の動線が錯綜してしまいます。学年ごとに昇降口を確保する場合は、管理が煩雑となります。

【断面ユニット案・メリット】

・各ユニットで体育館やグラウンドへのアクセスなどの条件を揃えやすくなります。

・特別教室の階設定により、地域開放エリアの設定が容易となります。

【断面ユニット案・デメリット】

・特別教室までの縦動線が必須となります。

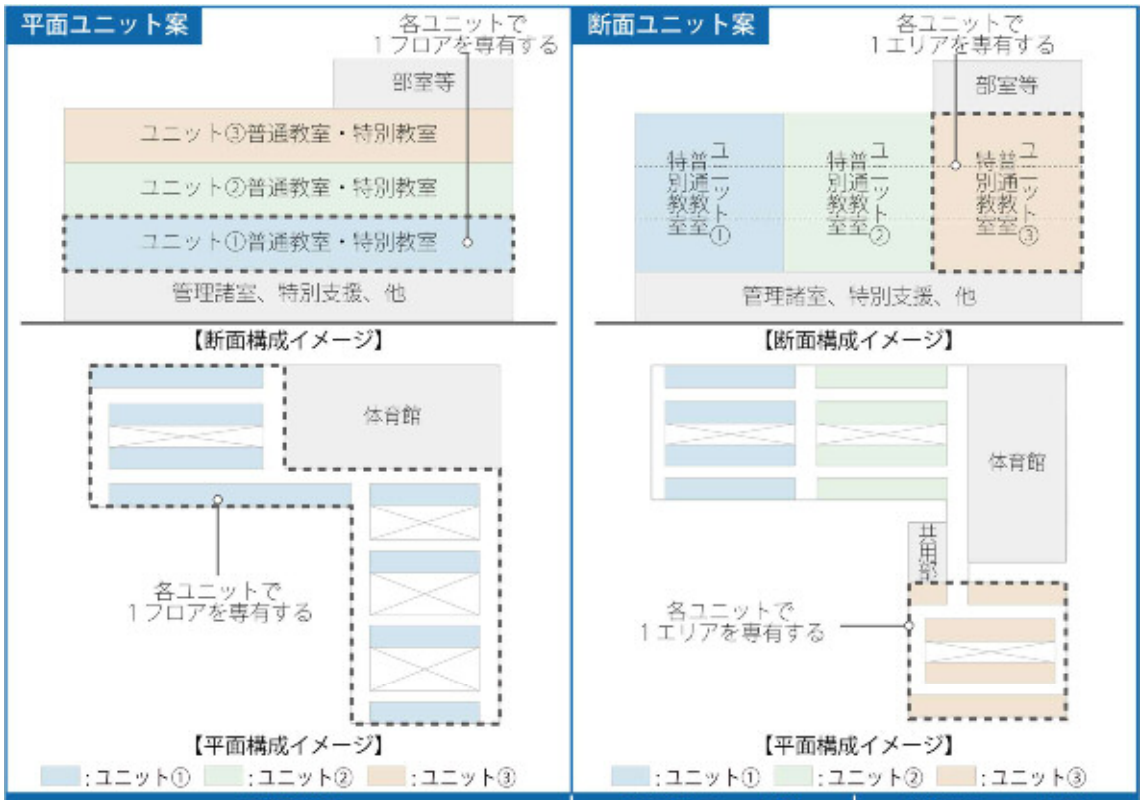

評価項目	平面ユニット案	断面ユニット案
ユニットの均一性	△	○
ユニット間の動線	○	△
昇降口・階段の配置と管理	△	○
地域開放エリアの設定	△	○
総合評価	△	○

４－８　沼影校舎（新設校舎）の沼影新校舎断面計画

本計画地は、敷地面積と施設規模の関係、及び運動場面積確保の観点から、計画建物の建築面積を可能な限り縮小する必要があるため、各部の断面構成を下図に示す通り想定しました。

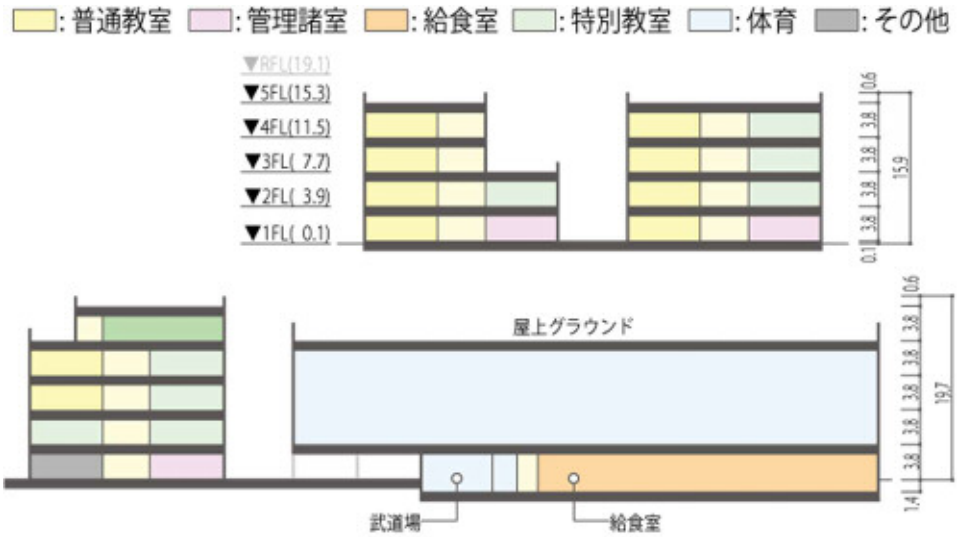

４－９　外構計画

４－９－１）敷地内・昇降口へのアクセス

登下校時の児童生徒の敷地内へのアクセスについては、１箇所に集中することを避けるために出入口を複数個所設けることを検討します。また、昇降口についても同様に複数個所設けることを検討します。

４－９－２）校庭整備

グラウンドについては、良好な教育環境を整備していくため、可能な限り地上部に確保する計画とします。一方で、敷地面積や建物規模を踏まえ、地上部だけではなく、屋上についてもグランドとして整備することで、更なる教育環境の向上を図ることとします。

４－９－３）グラウンドの仕様

グラウンドは、砂塵の抑制や雨天後にも使用しやすい人工芝の導入を検討するとともに、屋上緑化の植栽基盤の確保などにより雨水流出の抑制を検討します。

４－１０　仕上計画

○基本方針

本施設における外部及び内部各所の仕上材料、工法等は、下記内容に十分配慮して検討を行い、児童生徒及び利用者が落ち着いて使用できる環境となるよう計画します。

・周辺との調和のとれた、景観に配慮した材料の採用を検討します。
・明るく開放感があり、地域住民から親しまれる建物となるよう計画します。
・耐久性、メンテナンス性に優れた材料の採用を検討します。
・児童・生徒及び利用者の安全性・快適性に配慮した材料・工法の採用を検討します。
・県産木材等の利用を積極的に検討します。

４－１１　構造計画

○基本方針

本施設は、災害時に避難所として利用されることが想定され、地域の防災拠点として求められる耐震安全性の目標を下表の通りとして計画します。

なお、構造体について気象庁震度階５程度（中地震動）に対し建物の十分な機能を保持し、震度階６強～７程度（大地震動）に対して建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じても構造体の大きな補修をすることなく、人命の安全確保に加え機能確保が図られるよう計画します。

○耐震安全性の分類（重要度）

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造体	建築設備
避難所として位置づけられた施設	被害者の受入等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	Ⅱ類	Ａ類	乙類

上記の目標の下で、本施設は下記の性能項目に特に重点をおき、計画を行うこととします。

・安全性能：最低基準を満足するとともに、建物の機能、重要度に応じて安全性のレベルを設定します。

・使用性能：建築物の住みやすさ使いやすさを確保するため、不快感や不安感を抱かせる音や振動等の感覚障害を生じさせないよう計画します。

・耐久性能：耐久性を損なう原因である、たわみ・ひび割れ・錆が生じないよう構造部材を選定します。

・施工性　：施工現場の実情を理解し、施工上起こり得る問題点を十分に検討した上で設計に反映します。

・経済性　：機能性や安全性とのバランスを考慮し、経済的な加工及び工法を選定します。

４－１２　設備計画

４－１２－１）電気設備関係　基本方針

長期にわたって活用できる機能を持った施設とするため、以下の項目に特に留意します。

・児童生徒や利用者の安全性、利便性を考慮し安全・安定供給の可能な計画とします。
・ＩＣＴ教育推進に対応した設備の導入など、将来の社会的、時代的要請に対応可能な施設となるよう計画します。
・太陽光発電設備の導入など、環境負荷低減、省エネルギーに配慮した計画を検討します。
・防災拠点として災害時の使用継続性等に配慮した設備・システムの導入を検討します。

４－１２－２）空気調和設備関係　基本方針

快適な室内環境の実現に向け、以下の項目に特に留意します。

・環境負荷の少ない設備・システムを採用します。
・室毎の個別運転や運転管理が容易な設備・システムを採用します。
・不可追従性が高い設備・システムを採用します。
・経済性への配慮が高い設備・システムを採用します。
・体育館の空調設備については、避難所機能の強化のため、災害時にも使用可能な熱源方式の採用を検討します。

４－１２－３）給排水衛生設備関係　基本方針

建物内の環境を衛生的に保持するとともに、利便性・防災性を確保できるよう、以下の項目に特に留意します。

・利用形態を踏まえ自然環境に配慮した設備（省力化、ローコスト）
・安全性の確保（学校開放、不特定多数の人の使用）
・運転、保守管理の容易さ

４－１３　厨房計画

さいたま市では学校における給食の提供は自校式とし、各教室で喫食しており、沼影校舎（新設校舎）の給食提供も同様とします。

〇沼影校舎（新設校舎）

・武蔵浦和駅周辺地区は人口が増加している地区であることから、提供可能食数は児童生徒数の見込みである２，０００食に余裕を持たせた食数とします。

・施設規模は１，９００㎡を目安とします。

・パン、牛乳、デザート類の荷受室は配膳エリアに直接搬入できるような計画を検討します。

４－１４　工事工程表（案）・概算工事費

○工事工程表（案）

・RC 造、土日祝休みの案を下表に示します。

・S 造とした場合は、RC 造より約 3.0 か月の工期短縮が可能ですが、コストが高くなっている昨今の状況を鑑み、検討します。

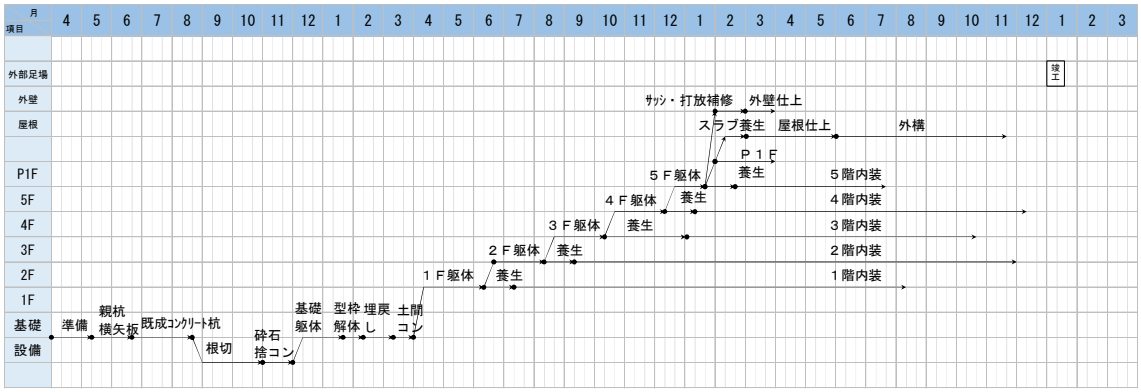

○概算工事費

・沼影新校舎：約１３３億円（ただし、外構・グランド整備費は除く）

・内谷中学校：約１億円

・沼影小学校解体工事費：約１０億円

※沼影新校舎の概算工事費は、さいたま市公共施設マネジメント計画・第２次アクションプラン　ハコモノ施設における修繕・改修、更新（建替）等の単価を基に算定

※沼影小学校解体工事費は、市内の学校校舎解体工事の設計価格を基に算定

４－１５　整備手法

「さいたま市ＰＦＩ等活用指針」に基づき従来型方式や民活手法（ＰＦＩ、ＤＢ）について、比較検討を行い、整備手法の選定を行いました。ＶＦＭの算定にあたっては、民間による実施ができない学校の授業運営以外については、事業者が実施すると仮定しました。

・ＶＦＭが 3.65%と同種事例に比べて低く、コスト削減効果に優位性がない

・民活手法では事業契約までに時間を要するため、従来型方式と比べて開校が遅れる見込み

以上のことから、「従来方式（設計・施工分離発注方式）」で整備を行うこととします。

※ＰＦＩ：ＰＦＩ：(Private Finance Initiative の略）民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供するもの。

※ＤＢ　：(Design（設計）＋Build（建設）の略）民間が施設の設計・建設を包括して行うもの。

ＶＦＭ　：Value For Money の略）支払ったお金（＝税金）に対し、最も高い価値（＝公共サービスなど）が得られるということ。民間の資金やノウハウを行政運営に取り入れ、コスト削減を目指す PFI の重要な概念。

４－１６　事業スケジュール（案）

令和３年度に実施した、整備手法検討により、本事業は設計・施工を市が直接発注するいわゆる従来方式で整備するものとします。

	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
基本設計	→	→						
実施設計		→	→					
沼影市民 プール 解体工事			解体工事 →	→			R10 年度供用開始	
沼影 新校舎 建設工事					建設工事 →	→	→	→
沼影 小学校 解体工事							解体工事 →	一部 ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ 等整備
内谷 中学校 改修工事						改修工事 → （長期休暇のみ）	R10 年度供用開始 →	→

※内谷中学校の改修工事は令和９年度または令和１０年度に実施します。

新設校舎は、令和 10 年度４月の開校に向けて、沼影公園敷地内の約 2.4ha 内に建設します。（STEP１）沼影市民プールの解体、（STEP２）新設校舎の建設、（STEP３）新設校舎開校・既存沼影小学校の解体、（STEP４）沼影小学校敷地約 0.7ha のグラウンド整備の流れとなります。

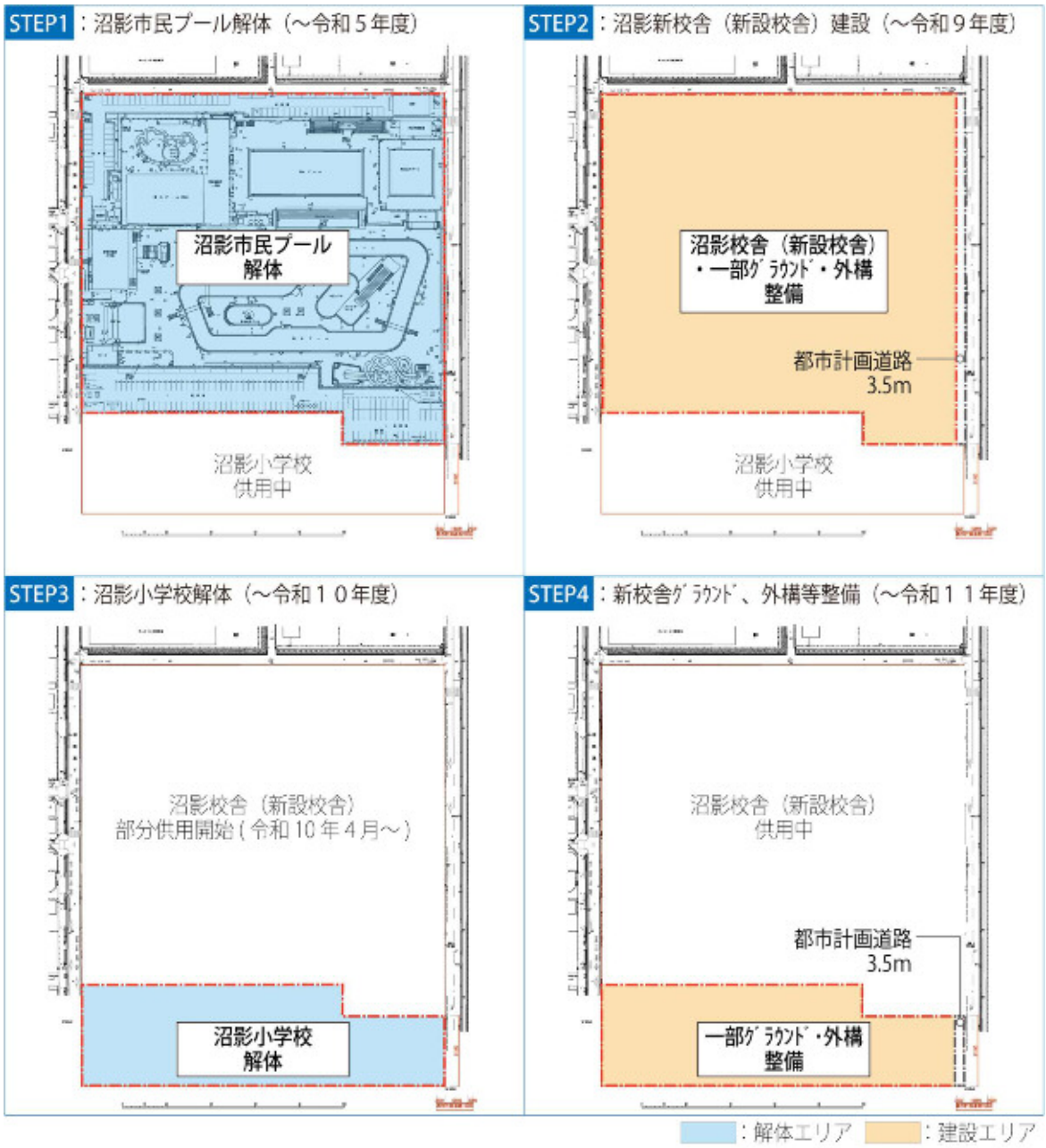

５章　既存校舎の活用

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校は浦和大里小学校、沼影小学校、内谷中学校の３校を一体的に活用した学園構想です。沼影校舎（新設校舎）は新規に整備する校舎であり、２章から４章で施設整備を行う上での与条件の整理、基本的な考え方、施設計画に関するまとめをしてきました。

第５章では、既存校舎を活用する浦和大里校舎（浦和大里小学校）、内谷校舎（内谷中学校）の改修内容について検討を行います。

５－１　内谷校舎（内谷中学校）の改修内容

内谷校舎は内谷中学校の改修により義務１～４年生の校舎として整備を行います。整備にあたっては次の点を検討します。

（１）中学校と義務１～４年生の教育課程の違いによる必要となる特別教室の違い

（２）中学生と義務１～４年生の身体の発育状況（主に身長）の違いによる使い勝手

（１）中学校と義務１～４年生の教育課程の違いによる必要となる特別教室の違い

さいたま市では学校施設整備にあたり教育課程に基づき、「教室の標準モデル」を作成し、必要な諸室の大きさ、数について定めています。この「教室の標準モデル」に内谷中学校の現在の教室等の数を当てはめると次頁の表になります。

理科室、音楽室、図工室、調理室、被服室がそれぞれ１教室不要となります。

一方、義務１～４年生の校舎になることにより、新たに生活科室が必要となります。また、特別支援学級やグローバルスタディールームなど「その他」に分類される教室が不足しています。更に、放課後の児童の居場所の一つである放課後児童クラブも開設されていません。

以上より、義務１～４年生の校舎になることにより必要となる生活科室や特別支援学級等の教室及び放課後児童クラブを整備する必要があります。

（２）中学生と義務１～４年生の身体の発育状況（主に身長）の違いによる使い勝手

義務１年生と中学校１年生の男子の平均身長※（中央値）はそれぞれ 117 ㎝と 154 ㎝であり、37 ㎝の差があります。そのため、廊下に設置されている流しや理科室の実験台等は義務１～４年生では使いづらい高さとなっています。そのため、これらの設備については入れ替えを行います。

※学校保健統計調査による身体発育値及び発育曲線（令和２年度）より

■小学校「教室の標準」モデル

					内谷中 既存校舎	必要数	充足確認	備考
教室		室数	1室あたりの面積（㎡）	普通教室の面積に対する比率				
	普通教室	学級数	64	1.0	31	24	余剰	
特別教室								
	第1理科室	1	96	1.5	1	1	－	
	第1理科準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2理科室	1（3～6年生で10学級以上）	96	1.5	2	0	余剰	転用
	第2理科準備室	1	32	0.5	1	0	余剰	転用
	第1音楽室	1	96	1.5	1	1	－	
	第1音楽準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2音楽室	1（15学級以上）	96	1.5	1	0	余剰	転用
	第2音楽準備室	1	32	0.5	1	0	余剰	転用
	第1図工室（美術室）	1	96	1.5	1	1	－	
	第1図工準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2図工室（木工＋金工）	1（15学級以上）	96	1.5	2	1	余剰	図工室・児クラに転用
	第2図工準備室	1	32	0.5	1	1	－	図工室・児クラに転用
	家庭科室（被服＋調理）	1	96	1.5	2	0	余剰	生活科室・児クラに転用
	家庭科準備室	1	32	0.5	2	0	余剰	生活科室・児クラに転用
	コンピュータールーム	1	96	1.5	0	0	－	多目的室に転用
	生活科室	1	96	1.5	0	1	不足	余剰教室を転用
	図書室	1	学級数による	学級数による	1	1	－	
	図書準備室	1	32	0.5	0	1	不足	図書室内
その他								
	教育相談室	1	32	0.5	1	1	－	
	教材室	1	学級数による	学級数による	4	4	－	
	少人数指導室	4（11学級以下） 5（12～24学級） 6（25学級～）	64	1.0			不足	
	潤いの時間 （英会話・国際教育）							
	グローバルスタディルーム							
	個別支援教室							
	ランチルーム							
	カウンセリング室							
	特別活動室							
	児童会室				0.5	1		
	学年室							
	学習室							
多目的スペース								
	※少人数指導室、潤いの時間、個別支援教室などの用途で使用				1	1		
管理諸室								
	校長室	1	32	0.5	1	1	－	
	事務室	1	32	0.5	1	1	－	
	職員室（給湯室含）	1	学級数による	学級数による	1	1	－	
	応接室	1	32	0.5			－	
	保健室	1	64	1.0	1	1	－	
	放送室	1	32	0.5	1	1	－	
	会議室	1	64	1.0	2	1	余剰	
	印刷室	1	32	0.5	1		余剰	
	給食配膳室 （ワゴンプール）	各階1	－	－			－	
	PTA会議室	1	64	1.0	1	1	－	
	職員休養室	男女各1	32	0.5	0		－	
	職員更衣室				2	2	－	
	更衣室若しくは更衣スペース（児童）	男女各1			0		－	
地域・安全								
	地域交流スペース	1	64	1.0	0	1	不足	
学級増加分		将来の学級増加が見込まれる場合、増加分に応じ						
特別支援学級（未設置の場合）		2	64	1.0	1	2	不足	余剰教室を転用

５－２　浦和大里校舎（浦和大里小学校）の改修内容

浦和大里校舎は現在、浦和大里小学校として使用している建物を利用します。家庭科室、コンピュータルームが不要となりますが、生活科室等が不足しています。また、現在、校内に放課後児童クラブがないことから、不要となる１階に設置されている家庭科室を放課後児童クラブに転用することを検討します。

■小学校「教室の標準」モデル

					大里小 既存校舎	必要数	充足確認	備考
教室		室数	1室あたりの面積（㎡）	普通教室の面積に対する比率				
	普通教室	学級数	64	1.0	27	24	余剰	
特別教室								
	第1理科室	1	96	1.5	1	1	－	
	第1理科準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2理科室	1（3～6年生で10学級以上）	96	1.5	1	1	－	
	第2理科準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第1音楽室	1	96	1.5	1	1	－	
	第1音楽準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2音楽室	1（15学級以上）	96	1.5	1	1	－	
	第2音楽準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第1図工室	1	96	1.5	1	1	－	
	第1図工準備室	1	32	0.5	1	1	－	
	第2図工室	1（15学級以上）	96	1.5	1	1	－	
	第2図工準備室	1	32	0.5	0	1	不足	
	家庭科室	1	96	1.5	1	0	余剰	児童クラブへ転用
	家庭科準備室	1	32	0.5	0	0	－	
	コンピュータールーム	1	96	1.5	1	0	余剰	転用
	生活科室	1	96	1.5		1	不足	余剰教室を転用
	図書室	1	学級数による	学級数による	1	1	－	
	図書準備室	1	32	0.5	1	1	－	
その他								
	教育相談室	1	32	0.5	1	1	－	
	教材室	1	学級数による	学級数による	2	2	－	
	少人数指導室	4（11学級以下） 5（12～24学級） 6（25学級～）	64	1.0				
	潤いの時間 （英会話・国際教育）							
	グローバルスタディルーム							
	個別支援教室							
	ランチルーム				2	2		
	カウンセリング室							
	特別活動室							
	児童会室							
	学年室							
	学習室				0.5	1		
多目的スペース								
	※少人数指導室、潤いの時間、個別支援教室などの用途で使用				2	2		
管理諸室								
	校長室	1	32	0.5	1	1	－	
	事務室	1	32	0.5	1	1	－	
	職員室（給湯室含）	1	学級数による	学級数による	1	1	－	
	応接室	1	32	0.5	0	1	不足	
	保健室	1	64	1.0	1	1	－	
	放送室	1	32	0.5	1	1	－	
	会議室	1	64	1.0	1	1	－	
	印刷室	1	32	0.5	1	1	－	
	給食配膳室 （ワゴンプール）	各階1	－	－			－	
	PTA会議室	1	64	1.0	1	1	－	
	職員休養室	男女各1	32	0.5		1	不足	
	職員更衣室				1	1	－	
	更衣室若しくは更衣スペース（児童）	男女各1					－	
地域・安全								
	地域交流スペース	1	64	1.0	0	1	不足	
学級増加分		将来の学級増加が見込まれる場合、増加分に応じ						
特別支援学級（未設置の場合）		2	64	1.0	3	3	－	